



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	新酪農地帯における住民生活・地域社会の変貌と地方自治体の産業政策・社会計画：北海道幌延町における実態分析
Author(s)	小内, 透
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 2, 11-63
Issue Date	1980-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/24229
Type	departmental bulletin paper
File Information	2_P11-63.pdf



第1章 幌延町における産業構造の変動と産業政策の展開

第1節 幌延町の自然的地理的条件

幌延町は留萌支庁管内最北端に位置し、北は宗谷支庁の豊富町に接し、宗谷本線と羽幌線の分岐点にあたり、交通の要衝地になっている。幌延町は幌延と問寒別に二つの大きな市街をもっており、それを中心として幌延地区と問寒別地区に区分される。幌延地区には、日本海に面した泥炭地サロベツ原野が広がり、問寒別地区にはその3/4の土地を占める北大演習林がある。幌延町の土地総面積は57,554haで、その63.7%が山林、次いで原野（ほとんど泥炭地）20.3%で、農用地は11.4%しかなく、このほとんどは酪農のための草地及び採草放牧地である（昭和49年段階）。しかも、天塩川を初めとする57の河川が町内を流れ、全長約475.2kmにまで達する。幌延町の気候は乾燥冷寒で、積雪期間は11月中旬から4月中旬に至る約150日間に及び、5月下旬から7月初旬に至る低温、7月下旬から8月初旬に降る大雨による冷害と水害が、農業生産に大きな障害を与えてきた。幌延町の開拓＝産業の定置は、こうした厳しい土地条件、自然条件と闘いながら進められねばならなかった。

第2節 幌延町における「大型酪農」化の進展と産業構造変動

第1項 幌延町の開拓と産業

明治32年春、福井県団体が下サロベツに入植、次いでその秋、新潟、富山、宮城県下より募った小作人百余戸によって、法華宗農場が上幌延に創設されたのを始めとして、幌延に本願寺農場、開進に天塩農場が誕生し、幌延町開拓の端緒が開かれた。ひき続き、下沼に山田農場（明治33年）、上問寒に有井農場（明治36年）が創設され、中間寒には愛知団体（明治40年）が入地した。明治期の農業は、菜種、小豆、大豆等を主作物としており、大正期には畑作のほか米作もあった。やがて、次第に雑穀、馬鈴薯を主体とした経営に移行していき、馬を動力源としたプラウ、ハロー、カルチベーター、畦立器などの農器具が使用された。しかし、農業だけでの生活の自立は困難をきわめ、山林、鉾山への賃労働、さらに樺太への出稼ぎによって、人々は生活の糧を得た。

同時に、大正末期、昭和初期には、地力維持・自家用として、乳牛が導入された。やがて、とくに軍事目的のためのカゼイン生産と結びついて、生乳の商品化が進み、昭和13年に酪連幌延工場——雪印幌延工場^{*}の前身——の誘致に成功している。こうして、すでに戦前段階、出稼ぎ、賃労働を伴った穀菽経営を主体とする酪農との混同経営が、幌延町における農業経営の主流となっていた。

※ 酪連（北海道製酪販売組合連合会）は北海道興農公社（昭16～21年）→北海道酪農協同株式会社（昭22～25年）と推移し、昭和25年雪印乳業株式会社となった。雪印幌延工場は、現在、北海道随一の牛乳処理能力をもっているといわれている。なお、従業員の地元幌延町からの本採用は行われていない。

戦後まもなく、緊急開拓入植政策により農家戸数は急増したが、農業の経営形態は変わらなかった。しかし、昭和29～31年の大冷水害を機に、出稼ぎ、賃労働を伴った混同経営は、酪農専業へと急

速に移行していった（昭和31年に幌延町は西天北集約酪農地域として指定された）。

幌延町は農業だけでなく、鉱業も盛んだった。大正8年頃から始まる砂白金発見に伴うゴールドラッシュは、大正14・15年をピークにして、終戦頃まで続いた（上問寒）。昭和14年には、宗谷鉱業所がヌブカナイで砂クロームの採取を開始し、石炭は明治から何度も採掘が試みられたが、長続きするものはなく、戦後も昭和24年幌延鉱業所で採掘を開始したが、昭和33年をもって、閉山し、現在は採掘は行なわれていない（表1-5参照）。

第2項 「大型酪農」化に伴う産業構造変動

昭和29～31年の大冷水害、昭和31年の西天北集約酪農地域指定を契機として、酪農專業化は急速に進み、表1-1の如く、昭和25年には、專業農家わずか4戸であったものが、35年には243戸と増加している。そして、昭和37～39年に農業構造改善事業により、部落共同によるトラクターと附属作業機の導入が開始された。しかし、それと同時に農家戸数の減少が始まり、その中で、ようやく育ちつつあった專業農家戸数も減少した。そして、農家戸数の減少は、以後ずっと続いている。他方、経営の大型化、乳牛の多頭数飼育化が急速に進展し、特に昭和40年以降の変化には著しいものがある（表1-2、1-4）。昭和50年には、全農家の半数以上が20ha以上の経営耕地規模、乳用牛飼養農家203戸中の3割が30頭以上飼養層となっており、トラクターの大型化も急速にすすんでいる（表1-3）。ミルクカー、バークリーナー、バルククーラー、トラック、タンク車も導入されている。

表1-1 專業・兼業別農家戸数の推移

	総戸数	專業	兼業	
			第一種	第二種
昭 25	457	4	338	115
昭 30	不		詳	
昭 35	513	243	205	65
昭 40	397	192	152	53
昭 45	297	130	132	35
昭 50	240	139	70	31

出典：表1-1, 2, 3, 4とも北海道農業センサス

表1-2 経営耕地規模別農家戸数の変化

	例外規定	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～7.5	7.5～10.0	10.0～15.0	15.0～20.0	20.0以上
昭 35	—	22	14	40	94	160	124	42	14	2	1
昭 40	—	13	8	39	29	104	118	48	30	7	1
昭 45	1	6	1	5	5	17	19	30	80	72	61
昭 50	3	4	2	2	3	6	11	8	27	44	130

* 例外規定は経営耕地面積が0.1ha未満で調査日前1年間の農産物販売金額が7万円以上あった農家。

表1-3 農用機械個人所有台数 (動力耕耘機・トラクター)

	所 有 農家数	計	5馬力 未 満	5～10	10～15	15～20	20～30	30～50	50～70	70以上
昭 40	43	43	4	21	7		3	1		
昭 50	157	215	1	13	4	5	12	82	66	32

表1-4 乳用牛飼養農家数と頭数

	飼 養 農家総数	飼養頭数	1～4頭	5～9	10～14	15～29	30頭以上
昭 40	351	3254	111	183	48	7	-
昭 50	203	6655	9	140	20	97	61

こうした昭和29～31年の冷水害を契機とした急速な酪農專業化，それに連続せる「大型酪農」化の進展に伴って，農業就業者は，表1-5に見られる如く，昭和35年をピークにして年々減少の一途をたどり，昭和50年においては全産業就業者中の構成比は23.6%にまで低下している。これと対照的に，昭和40年以降建設業就業者の構成比が急速に高まる。建設業就業者はサロベツ原野，国有林などを中心にすすめられている開拓事業である土地改良，客土事業など，酪農用の草地造成にたずさわり，酪農の大型化に伴って創出される離農者が建設業に従事するようになるという構造ができていく（それと同時に，彼らは市街地へ移り住むようになっていく）。そして，離農者のうち建設業に従事しない者は，就労の場を求めて町外へ流出して行き，人口の減少をもたらしている。

表1-5 産業（大分類）別15歳以上就業者人口及び構成比の年次別推移

	昭和 25	昭和 30	昭和 35	昭和 40	昭和 45	昭和 50
A. 農 業	1,606 (60.7)	1,595 (49.4)	1,803 (54.0)	950 (34.6)	744 (30.4)	553 (23.6)
B. 林業及び狩猟業	42 (1.6)	52 (1.6)	78 (2.3)	31 (1.1)	35 (1.4)	45 (1.9)
C. 漁業及び水産養殖業	37 (1.4)	87 (2.7)	43 (1.3)	14 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)
D. 鉱 業	75 (2.8)	215 (6.7)	0 (0.0)	2 (0.1)	2 (0.1)	5 (0.2)
E. 建 設 業	67 (2.5)	327 (10.1)	226 (6.8)	557 (20.3)	350 (14.3)	471 (20.1)
F. 製 造 業	190 (7.2)	168 (5.2)	221 (6.6)	244 (8.9)	206 (8.4)	190 (8.1)
G. 卸・小売業	125 (4.7)	176 (5.4)	241 (7.2)	224 (8.1)	209 (8.5)	187 (8.0)
H. 金融・保険] 0 (0.0)]] 28 (0.9)]] 15 (0.4)]] 18 (0.7)]	16 (0.7)	10 (0.4)
I. 不動産業					2 (0.1)	8 (0.3)
J. 運輸・通信					256 (10.5)	241 (10.3)
K. 電気・ガス・水道	321 (12.1)	288 (8.9)	14 (0.4)	14 (0.5)	16 (0.7)	23 (1.0)
L. サービス業	129 (4.9)	237 (7.3)	343 (10.3)	332 (12.1)	515 (21.0)	483 (20.6)
M. 公 務	52 (2.0)	58 (1.8)	65 (1.9)	75 (2.7)	92 (3.8)	127 (5.4)
N. 分類不能	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.1)	0 (0.0)	4 (0.2)	1 (0.0)
総 計	2,644 (99.9)	3,231(100.0)	3,336 (99.8)	2,749(100.0)	2,447(100.1)	2,344(99.9)

資料出所：国勢調査，ただし，昭和25は，14歳以上である。

こうした産業構造の変動は、急速な酪農専業化とそれに連続せる「大型酪農」化の進展を基軸にして生じたのであったが、それは、幌延町自体の産業政策によって推進されたものであった。

第3節 産業政策の展開過程

第1項 西天北集約酪農地域指定に基づく酪農振興政策と農業構造改善事業の導入

昭和31年、幌延町は西天北集約酪農地域の指定を受け、それに基づく西天北地域全体（稚内市、天塩町、遠別町、幌延町、豊富町、中川町）の『集約酪農地域酪農振興計画書[※]』（目標年次：昭和40年度）の一環として、幌延町の第Ⅰ期酪農基盤整備計画（昭和31～35年度）が策定された。これは、戦後の緊急開拓入植政策、昭和26年の積雪寒冷単作地域指定及び昭和27年以降の北海道総合開発計画による町での農地開発事業の実施という、農地開発・農業振興を中心とした産業政策の展開の延長上に位置するものであった。と同時に、産業政策の重点を農業振興から「混同経営の主畜経営への移行」という酪農振興に転換させたものであった。その意味において、これは、幌延町の産業政策に一つの画期をもたらしたものであった。

※ この『集約酪農地域酪農振興計画書』は、西天北地域における農業開発の「推進の方途は酪農を以て外に無く、しかも集約化されたものでなければならぬ」（地域指定申請書『西天北地域』P. 1）という認識に基づいて策定されたものであった。これは、農業の混同経営から主畜経営への移行をめざして、第1に、乳牛、酪農基盤施設（畜舎・サイロ・尿溜・堆肥場）、草地改良といった酪農経営に不可欠な酪農基盤整備、第2に、飼料作物の単純化とその為の能率の高い農機具の導入・整備、第3に、集乳及び処理加工場の適切な配置・運営の確立、第4に、農家の経済能力と技術水準の向上及びその為の試験機関・指導機関の充実という4つの柱を基本方針として設定した。そして昭和31年度から目標年次である昭和40年度までの10年間を、第Ⅰ期（昭和31～35年度）：酪農の基盤確立 — 乳牛飼養を一戸当3頭の水準に高める —、第Ⅱ期（昭和36～40年度）：主畜経営の完成 — 経営の向上をめざす — と2分し、当面、第Ⅰ期の計画として酪農基盤整備計画がたてられた。幌延町の第Ⅰ期酪農基盤整備計画はこの一環である。

幌延町の第Ⅰ期酪農基盤整備計画は、乳牛の導入、酪農基盤施設の建設、草地改良を3本の柱としていた。だが、表1-6の資金計画からもわかるように、乳牛の導入とそれに伴って必要となる畜舎の建設のための資金がこの二つだけで全体資金の6割をこえ、明らかにこれらに重点がおかれていた。しかし、この資金計画では、全体的に補助金が非常に少く、計画の重点課題である乳牛の導入と畜舎を初めとする酪農基盤施設の建設は、もっぱら自己負担（自己資金と融資金及び貸付牝牛）によってなされる計画になっていた（表1-6・次頁）。

こうして、第Ⅰ期計画が多く自己負担を前提としたものであったため、実際には、乳牛の導入だけが大幅に進み、畜舎を始めとする酪農基盤施設の建設などは立ち遅れてしまったのであった。

表1-6 第I期計画による幌延町の基盤整備に関する資金計画

単位：千円

		自己資金	融 資 金 (融資差金)	補 助 金	貸付牝牛	合 計
乳	牛	9,100 (27.2)	16,395 (3,892) (50.0)	0 (0)	7,980 (23.8)	33,475 (100)
酪 農 基 盤 施 設	畜 舎	5,400 (20.8)	20,500 (4,100) (79.2)	0 (0)		25,900 (100)
	サイロ	0 (0)	7,500 (1,500) (100)	0 (0)		7,500 (100)
	尿 溜	700 (20)	2,800 (560) (80)	0 (0)		3,500 (100)
	堆肥場	2,000 (20)	8,000 (1,600) (80)	0 (0)		10,000 (100)
	小 計	8,100 (17.3)	38,800 (7,760) (82.7)	0 (0)		46,900 (100)
草 地 改 良	牧 野	0 (0)	7,049 (1,412) (65.7)	3,684 (34.3)		10,733 (100)
	永年牧草地	4,250 (56.7)	2,500 (0) (33.3)	750 (10)		7,500 (100)
	小 計	4,250 (23.3)	9,549 (1,412) (52.4)	4,434 (24.3)		18,233 (100)
合 計	21,450 (21.8)	64,744 (13,064) (65.7)	4,434 (4.5)	7,980 (8.1)	98,608 (100)	

注) 各欄の下段の()内の数字は各資金の資金合計に占める割合。

なお、補助金は道と国によるもの、貸付牝牛は町と道によるものである。

資料：『集約酪農地域酪農振興計画書』及び『各年度計画書』より作成。

こうした状況の下で、西天北地域全体においても、第I期計画終了時点(昭和35年)での実績は、幌延町における問題を含めて、大きな矛盾を露呈した。そこで、「昭和31年地域指定以来…乳牛の頭数並びに、生産乳量に於ては計画を上廻る実績を収めた。しかし乍ら自然的条件と従来の不合理な穀菽経営の考へが、未だあらためられず^{*}、累積する負債(注一例年の冷水害による被害の復旧のための)のため資金導入の困難^{**}により、経営基盤の充実ははばまれ、総じて酪農経営は安定の域に達しているものは少い」(変更計画策定理由書『西天北地域』P.1)という現状認識に基づいて、昭和36年に『集約酪農地域振興変更計画書』が策定された。

ところで、この変更計画の策定は、単に一方での超過達成、他方での目標からの大幅な立ち遅れという事業諸部門間でのアンバランスな実績をふまえた計画目標・数値のいわゆる微調整という意味をもっていただけでなく「混同経営から主畜経営への移行」という当初計画の理念の変更をも意味していた。つまり、「営農条件を考慮して新規の酪農化は小範囲に止め多頭数飼育を重点として各戸保有頭数を確保し、……農家所得の向上につとめる」(『集約酪農地域振興変更計画書』P8.傍点一小内)という指摘にも見られる如く、乳牛飼養頭数においては、この時点で

すでに、当初計画目標の1戸当り3頭を超過達成(約4頭)していたにもかかわらず、「多頭数飼育」化による農業所得の上昇という新たな理念が示されたのである。ここに混同経営から主畜経営＝酪農専業への移行(→確立という形ではなし)に連続する形での酪農の「大規模化」＝「多頭数飼育」経営への移行が政策として提示されたのである。こうして、当初「主畜経営の完成—経営の向上をめざす」べきものとして位置づけられていた、第Ⅱ期計画(昭和36～40年度)は、「多頭数飼育」経営をめざした、更なる酪農基盤整備のための計画となってしまったのである。

※ 幌延町は、昭和34年、農山漁村振興地域に指定され、『農山漁村振興特別助成事業計画書』を策定した。それは、農・林・水産業を含めた産業振興から生活改善の推進まで幅広い事業内容をもっていたが、このうち、農業振興についてみると、その基本構想として、主畜農業を確立するための、諸施策の実施と同時に、合理化澱粉工場の建設があげられていた。そして昭和35年合理化澱粉工場が建設された。こうして、『集約酪農地域振興変更計画書』の言う「不合理な穀穀経営の考へ」が払拭しきれていなかったのは、単に各農家だけではなかった。幌延町の場合、町自体の政策の中にも、「不合理な考へ」が残っていたと言えよう。

※※ ちなみに、西天北地域全体の資金導入(自己資金も含めて)は、当初計画における資金計画の36.1% (乳牛導入資金—78.9%, 酪農基盤施設建設資金—18.1%, 草地改良資金—53.5%)しか導入されなかった。これは、主に自己負担資金が導入されなかった(融資—27.6%, 自己資金—37.2%)ことによるものである(変更計画策定理由書『西天北地域』P.6)。

こうした西天北全体の変更計画の策定の一環として、幌延町の変更計画も策定せられた。それは、第Ⅰ期計画終了時点での酪農基盤整備の到達点をもっていった問題点を克服すべく、乳牛導入以外の全

ての事業部門、とりわけ畜舎建設に力点を置いていた(表1-7にも見られる如く、資金計画において、乳牛導入以外の全ての事業部門が大幅に増額され、とりわけ畜舎建設のための資金は全事業の資金総額の4割をこえるものとなった)が、同時に「多頭数飼育」をめざした乳牛の導入も引き続き計画されていた。しかし、これは、資金計画において、草地改良の50%の補助金以外は全て自己負担(自己資金と融資金及び貸付牝牛、しかもそのうち自己資金が資

表 1-7 変更計画による基盤整備に関する資金計画 単位:千円

		自己資金	融資金	補助金	貸付牝牛	合計
乳牛		4,168 (14.8)	12,550 (44.6)	0 (0)	11,400 (40.5)	28,118 (100)
	畜舎	53,300 (65.4)	28,200 (34.6)	0 (0)		81,500 (100)
酪農基盤施設	サイロ	4,400 (20.0)	17,600 (80.0)	0 (0)		22,000 (100)
	尿溜	12,670 (100)	0 (0)	0 (0)		12,670 (100)
	堆肥場	18,500 (100)	0 (0)	0 (0)		18,500 (100)
	小計	88,870 (66.0)	45,800 (34.0)	0 (0)		134,670 (100)
草地改良	牧野	3,050 (10.0)	12,200 (40.0)	15,250 (50.0)		30,500 (100)
	永年牧草地					
合計		96,088 (49.7)	70,550 (36.5)	15,250 (7.9)	11,400 (5.9)	193,288 (100)

注) () 内の数字は各資金の資金合計に占める割合。

資料:『集約酪農地域振興変更計画書』より作成

金総額の約50%という、第I期計画以上の自己負担を前提としたものだった。ここに、この計画が実現不可能であることは明らかであった。

ところで、幌延町は『集約酪農地域振興変更計画書』が策定された翌年、昭和37年から『農業構造改善事業計画書』（目標年次：昭和45年）に基づいて、第1次構造改善事業の導入を開始した。

もとより、それは、表1-8の如く、基盤整備用機械、トラクター等々の中・大型機械の導入という独自のねらいをもっていたが、土地基盤整備事業、個人施設の導入事業にもそれぞれ約2,900万円、約3,600万円の大規模な資金が計画されていた。しかも、全体として補助金及び融資金の占める割合が多く、土地基盤整備事業には、約70%の補助金が計画され、補助金の全くない畜舎を始めとする個人施設の導入事業に関しても、融資金の占める割合が約8割となっており、各事業が実施しやすくなっていた。

こうして、幌延町における第1次構造改善事業の導入は、トラクターの導入によって機械化を推進すると同時に、すでに述べた変更計画のうち、土地基盤整備事業と個人施設の導入を資金面からいって、より達成しやすい形で補完・肩代わりすることによって、「混同経営から主畜経営への移行」に連続せる酪農の「大規模」化＝「多頭数飼育」化を実現しようとするものであったといえよう。

ところが、昭和37年から始められた第1次構造改善事業の導入は、実際には、総事業費110,101千円（暗渠排水建設158.3ha、草地造成75.0ha、トラクター9台、附属作業機62台、畜舎2棟）という当初計画から

表1-8 第1次農業構造改善事業の資金計画
単位：千円

		自己資金	融資金	補助金	合計
土地 基盤 整備	暗渠排水	808 (6.0)	3,200 (24.0)	9,352 (70.0)	13,360 (100)
	農道整備	540 (8.2)	2,100 (31.8)	3,960 (60.0)	6,600 (100)
	草地造成	630 (7.0)	2,520 (28.0)	5,850 (65.0)	9,000 (100)
	小計	1,978 (6.8)	7,820 (27.0)	19,162 (66.2)	28,960 (100)
経	トラクター	2,911 (10.5)	11,500 (41.6)	13,256 (47.9)	27,667 (100)
	共同畜舎	1,523 (10.5)	6,030 (41.6)	6,947 (47.9)	14,500 (100)
営 近 代 人 化 施 設	畜舎	不詳	不詳	不詳	17,000
	サイロ	〃	〃	〃	3,600
	尿溜	〃	〃	〃	3,711
	堆肥場	〃	〃	〃	750
	乳牛	〃	〃	〃	3,000
	ミルクカー	〃	〃	〃	6,860
	カッター	〃	〃	〃	550
	耕耘機	〃	〃	〃	1,008
小計	7,301 (20.0)	29,178 (80.0)	0 (0)	36,479 (100)	
小計	11,379 (14.5)	46,708 (59.4)	20,203 (25.7)	78,646 (100)	
基 盤 整 備 用 機 械	湿地用ブルドーザー	492,000 (10.6)	1,930,000 (41.5)	2,228,000 (47.9)	4,650,000 (100)
	暗渠溝掘機	0 (0)	521,000 (52.1)	479,000 (47.9)	1,000,000 (100)
	小計	492,000 (8.7)	2,451,000 (43.4)	2,707,000 (47.9)	5,650,000 (100)
合計	505,713 (8.8)	2,505,528 (43.5)	2,746,365 (47.7)	5,757,606 (100)	

注) ()内の数字は各資金の資金合計に占める割合。

資料：『農業構造改善事業計画書』より作成。

ほど遠い実績をもって昭和39年に打ち切られたのであった。と同時に、昭和39年頃から乳牛頭数の増加も鈍化傾向を示すようになった。そして、昭和40年、集約酪農地域振興変更計画も、その計画年限を終えたのであった。

以上のような、農業の混同経営から主畜経営への移行→「多頭数飼育」に基づく「大型酪農」経営への移行という計画理念の変更及び計画目標・数値の変更を伴った、一連の酪農振興計画・政策の展開とその諸結果・到達点をふまえて、昭和40年、第1次『酪農近代化計画』（昭和41～46年）が打ち出された。これは、「本町の酪農は積雪寒冷地帯における農業根幹として、昭和27年度以降順調に伸長を遂げ、暫次経営安定農家が増加しつつあるが………生乳生産量と飼養頭数の伸びは鈍化しており、多頭化飼育による安定拡大には今後相当の時間を要する」という形で、これまでの政策展開の到達点を示していた。ここには、すでに見た如く、これまでの酪農振興政策が計画通り進まなかったことが反映されていると同時に、酪農経営を安定させるには、たとえ「相当の時間を要する」としても、結局、「多頭化」しかないという認識が横たわっているといえよう。そして、こうした認識に基づいて、昭和40年時点の乳牛頭数（3,248頭）を昭和46年度において8,148頭へと約2.5倍化させるといふ基本目標が掲げられたのであった。しかし、この計画は、主要には乳牛頭数の増大計画が資金計画もなしに描かれているだけにすぎなかった（以後、第2次—昭和46～51年—、第3次—昭和51～60年—の『酪農近代化計画』が出されているが、全く同じ形式のものである）。

第2項 『幌延町総合計画』に基づく「大型酪農」化政策の「積極的」展開

昭和43年、幌延町において初の社会計画を含めた『幌延町総合計画書』（基準年次：昭和42年、目標年次：昭和52年）が策定された（印刷・発行は昭和45年であるが、計画内容は昭和43年からのものになっている）。これは、以上見てきた如き、一連の産業＝酪農振興政策の展開の延長線上に位置するとともに、国での「新全国総合開発計画」、道での「第3期北海道総合開発計画」を先取りするものとしての役割をもっていた。

この『幌延町総合計画書』は、町発展の基本方向として、「Ⅰ、土地の開発と高度利用を図り、酪農の近代化と大型化を推進し、主要食糧供給基地としての役割を果たす。Ⅱ、地域開発の動脈となる道路網の整備と冬期交通の確保を図る。Ⅲ、地下資源の開発を促進し、賦存する石炭の化学的利用と天然ガスのエネルギー利用による企業を誘致する。Ⅳ、社会生活環境の整備と社会公共施設の充実を図り、地域の辺地性、後進性を打開する」（PP34～35）という4つの項目をあげ、(1)基盤整備計画、(2)社会開発計画、(3)産業振興計画、(4)行財政計画という4つの柱から構成されている。しかし、目標年次における具体的な目標を全体構想に基づいてまとめた形で設定しているのは、基盤整備計画の中の土地利用計画と産業振興計画の中の農業振興計画だけであり、そこに重点がおかれていることは明らかである。

ところで、本計画は、産業政策の柱である農業振興に関して、「国際競争力に対応できる強靱な高生産性大型酪農の育成」（P.172）を目指して、次のような具体的な目標を掲げていた。

「昭和52年（目標年次）には全農家の耕草地は14,136ha 3.3倍となり、公共草地は5,398haと大巾に増大、乳牛は昭和49年9,488頭、52年13,740頭3.78倍と飛躍し、農業生産額は14億9,600万円3.5倍、就業者1人当りの所得は97万円、現在の4.8倍となり経営はかなり大型化された形

態となるであろう」(P.172)。そして、約40haの土地、約40頭の乳牛、約210万円の農業所得という農家経営像が描かれていた。

そして、こうした「大型酪農」経営農家の育成は、「本町の酪農はあらゆる苦難を克服して経営規模の拡大を図らねばならない」(P.178)という表現にも見られる如く、いわば「至上命令」として位置づけられたのであった。そのため、それ以前の酪農振興政策の展開には見られなかったような、非常に「積極的」で、「多様な」「大型酪農」化政策の展開が推進されていったのであった。

こうした「大型酪農」化政策の「積極的」展開の特徴は、第1に、「大型酪農」経営農家の育成のための基盤整備に不可欠の資金調達を、これまでにない精力的な形で各種地域指定・補助事業の導入によって、推進していったことである。「計画」策定以降、国レベルでの地域指定・補助事業のうち、主要なものだけでも、昭和44年の南沢地区国営草地事業(～昭和51年)、昭和46年、農業振興地域指定、留萌広域市町村圏指定、豪雪地帯対策特別措置法指定、昭和47年、山林振興法指定、振興山村農村漁業特別開発事業(～昭和50年)、昭和48年、国営総合農地開発事業、国営直轄明渠排水事業、昭和50年、過疎地域振興計画地域指定、農村総合整備モデル事業等々が行なわれている。道営事業となると、更に多くの事業が導入されている。

第2に、すでに著しく増大した農民層の階層差に基づく、小規模農家の離農の促進(いわゆる「間引き」政策)、それに伴う離農跡地の集積による大規模経営農家の育成・助長を町自らが推進するという、極めて熾烈な上からの大規模経営農家の「選択的育成」政策が展開されたことである。これは、「計画」の中には見られないが、事実上、昭和47年、町によるバルククーラー全戸導入計画(昭和51年には雪印は缶による牛乳の受入れを停止する)の策定という形ですすめられた。

第3に、これも大規模経営農家の「選択的育成」政策の一環としての性格をもつものだが、大型酪農経営農家にとって不可欠な後継者確保が、後継者の「花嫁」確保対策として取りくまれたことである。後継者の確保については、「計画」において、「農業経営はその性格上から継続性と永続性が必要」であり、「とりわけ酪農は広大な土地と膨大な資本投下を要することから、後継者の有無が経営に大きな影響を与える」として、
$$\frac{\text{農家数}}{\text{経営譲渡年令(60才)} - \text{経営譲受年令(30才)}} \times 2$$
 という方式に

基づいて、「目標の52年で16人が必要となる」と指摘している。こうした認識に基づいて、後継者確保の一環として、昭和49年「幌延町農村花嫁対策推進協議会」が、幌延町、幌延農業協同組合、問寒別農業協同組合、北留萌地区農業改良普及所、町農業委員会、雪印幌延工場を構成機関・団体として設立された。そして、この「協議会」によって「農村花嫁相談員」を町内におくことと、「花嫁斡旋活動」に対して報償金^{*}を交付することが決められた。

※ 報償金の額は「相談員」の場合、斡旋活動1件—5,000円、及び斡旋成立の場合—30,000円(道外1件)、あるいは20,000円(道内1件)、又、一般民間人による斡旋成立の場合—20,000円である。その他に、斡旋成立に要する交通費は町外につき町旅費規程の助役相当額を協議会が交付することになっている。なお、これらの財源は、町財政と農協負担金によって賄われている(町役場・産業課資料より)。

第4に、昭和47年に一部事業開始となった、放牧、受精、採草(乾草とヘイキューブ)を事業内容とする町営牧場^{*}の建設による、いわゆる「地域農業のシステム化」政策が展開され始めたことで

ある（この町営牧場の建設は昭和44年～昭和51年の南沢地区国営草地事業によって行なわれた。総事業費は約14億8千万円——うち国費65%約9億7千万円——という莫大なものである）。これは、国策を町自らがすすんで具体化しようとするものであった。なお、これは、昭和52年完成時には、利用草地面積728.8ha、放牧頭数1,800頭（1日平均）、授精頭数950頭、乾草50t、ヘイキューブ740tという大きな規模で経営される予定であった。

※ もともと町当局の考えでは、牧場建設は町、運営・経営は農協が行うのが好ましいと考えていたが、採算の見通し、資金負担の危惧をめぐって農協との折り合いがつかず（特に問寒別農協）、昭和47年一部経営開始以来、現在（昭和52年）に至るまで町営のままである。

第5に、こうしたまことに「積極的」な諸施策の企画・調整及び実施の推進が、単に町当局だけではなしに、営農諸機関、更に私的企業である雪印等々によって構成された農業振興協議会（諸施策の企画・調整を担当）と営農指導対策協議会（諸対策の実施の促進・実践指導を担当）によって行なわれていることである。なお、『総合計画』それ自身、農業振興協議会によって策定されたものである。

※ これらは、昭和36年に設置された営農改善推進機構が昭和42年に改組2分され、できたものである。農業振興協議会は、幌延町、幌延町農業委員会、北留萌地区農業改良普及所、留萌家畜保健衛生所、幌延農業協同組合、問寒別農業協同組合、雪印乳業株式会社幌延工場の7つの機関・団体の長によって構成され、営農指導対策協議会は、この7つの機関・団体のうち北留萌地区農業改良普及所の代わりに留萌地区農業共済組合が入っている。

第6に、以上のような諸施策の推進が、極めて不安定な町財政の構造を作り出してきていることである。それは、表1-9に見られる如く、農林水産費と土木費の歳出総額に占める割合が、両者合わせてほぼ4割を一貫して占めているという歳出構造の跛行性として表われ、歳入総額に対して依存財源が一貫して75%以上という歳入構造の脆弱性として表われている（表1-10）。これは、道路整備、農地開発、農地改良等々の土地基盤整備事業が、依存財源の増大（国・道支出金と起債の増枠に基づく町債の増大）を伴う各種補助事業の精力的な導入によって推進されたからである。

以上のように、『幌延町総合計画書』策定以降の産業政策＝「大型酪農」化政策は、町当局の極めて精力的な諸施策を通して推進されてきた。これは、すでに見た如く、第1次『酪農近代化計画』が出された昭和40年時点での「多頭数飼育」化の鈍化傾向を、「大型酪農」経営の確立をめざして、町当局の主導性の下で克服せんとするものであったといえよう。そして、それは、「地域農業のシステム化」をめざした町営牧場の建設に見られる如く、国策を自からすすんで具体化するという形で、三位一体となった町、営農諸機関、私的企業（資本）である雪印によって、展開されたのであった。しかも、それは、町財政の圧倒的な依存財源によって推進されたのであった。

こうした「大型酪農」化政策とその展開は、その国策の先取的性格、政策・政策展開への資本の介入、圧倒的な依存財源に基づく政策展開等々に見られる如く、その諸特質自体、大きな問題をはらんだものであった。しかし、この「大型酪農」化政策・政策展開のもつ問題点は、これに尽きるものではなかった。以下、この点について、こうした政策展開の結果、地域住民生活及び、地域社会に何がもたらされたのかということ、農家生活と農村社会——幌延市街に隣接する幌延N部落とそこに生きる農民——を事例として、更に問題を深めよう。

表1-9 町財政歳出額の推移（6年間）

単位：千円

	昭和43年	44年	45年	46年	47年	48年
議会費	8,868(27)	9,493(23)	10,885(22)	13,057(21)	16,140(19)	19,413(20)
総務費	59,972(18.6)	70,028(16.9)	77,958(15.5)	93,189(14.9)	129,977(15.4)	146,300(14.6)
民生費	15,235(4.7)	31,752(7.7)	27,427(5.5)	20,655(3.3)	36,511(4.3)	165,340(16.6)
衛生費	24,031(7.4)	34,496(8.3)	29,714(5.9)	35,492(5.7)	30,133(3.6)	41,989(4.2)
農林水産費	81,567(25.2)	79,903(19.3)	132,073(26.3)	151,100(24.1)	220,879(26.2)	271,624(27.2)
商工費	5,518(1.7)	9,590(2.3)	14,836(3.0)	12,988(2.1)	7,917(0.9)	14,135(1.4)
土木費	39,450(12.2)	97,879(23.6)	88,277(17.6)	138,694(22.1)	101,213(12.0)	109,615(11.0)
消防費	7,732(2.4)	7,187(1.7)	13,305(2.6)	10,661(1.6)	14,444(1.7)	67,629(6.8)
教育費	59,124(18.3)	49,216(11.9)	65,630(13.1)	52,644(8.4)	199,022(23.6)	80,294(8.0)
災害復旧費	35(0.0)	50(0.0)	12,452(2.5)	41,753(6.7)	28,199(3.4)	9,065(0.9)
公債費	20,514(6.4)	23,821(5.6)	28,760(5.7)	42,608(6.8)	57,852(6.9)	70,376(7.0)
諸支出金	1,351(0.4)	1,562(0.4)	730(0.1)	13,760(2.2)	582(0.1)	3,210(0.3)
合計	323,397(100)	415,016(100)	502,047(100)	626,600(100)	842,816(100)	999,025(100)

出典：『幌延町農村総合整備計画参考資料』

表1-10 町財政歳入額の推移（6年間）

単位：千円

	昭和43年	44年	45年	46年	47年	48年
町税	40,564(12.3)	52,518(12.6)	58,082(11.5)	61,613(9.7)	69,689(8.2)	75,732(7.5)
自動車取得税交付金	3,004(0.9)	5,753(1.4)	5,153(1.0)	4,848(0.8)	6,665(0.8)	9,256(0.9)
地方譲与税				1,300(0.2)	6,493(0.8)	7,677(0.8)
地方交付税	136,485(41.5)	175,325(41.9)	206,963(40.9)	259,003(40.9)	320,307(37.7)	418,083(41.1)
交通安全対策特別交付金				56(0.0)	112(0.0)	193(0.0)
分担金及負担金	10,164(3.1)	5,312(1.3)	4,336(0.9)	6,531(1.0)	8,760(1.0)	13,559(1.3)
使用料及手数料	4,213(1.3)	4,654(1.1)	7,776(1.5)	7,558(1.2)	11,354(1.3)	20,719(2.0)
国庫支出金	31,056(9.6)	42,994(10.3)	29,906(5.9)	70,609(11.2)	39,610(4.7)	41,522(4.1)
道支出金	48,085(14.6)	35,898(8.6)	62,082(12.3)	61,041(9.7)	106,461(12.5)	132,103(13.0)
寄付金	7,489(2.3)	725(0.2)	255(0.1)	52(0.0)	5,851(0.7)	3,211(0.3)
繰入金	372(0.1)				2,000(0.2)	
繰越金	9,610(2.9)	5,511(1.3)	3,278(0.6)	3,478(0.5)	6,845(0.8)	6,531(0.6)
諸収入	7,509(2.3)	12,106(2.9)	36,038(7.1)	29,053(4.6)	41,653(4.9)	106,627(10.5)
財産収入		18,132(4.2)	9,507(1.9)	8,973(1.4)	49,447(5.8)	19,729(2.0)
町債	30,348(9.3)	59,366(14.2)	82,100(16.3)	119,300(18.8)	174,100(20.5)	161,200(15.9)
合計	328,899(100)	418,294(100)	505,476(100)	633,415(100)	849,347(100)	1,016,142(100)
自主財源	79,921(24.3)	98,958(23.7)	119,272(23.6)	117,258(18.5)	195,599(23.0)	246,108(24.2)
依存財源	248,978(75.7)	319,336(76.3)	386,204(76.4)	516,157(81.5)	653,748(77.0)	770,034(75.8)

出典：『幌延町農村総合整備計画参考資料』

第2章 地域住民生活と地域社会の変貌

本章では、第1に、N部落における農民層分解の進展過程について述べ、第2に、家族協働・協業体としての「家」それ自体及び農家生活の変質について明らかにする。ここでは、①現在の農村家族の内部構造の特質を家族諸成員の地位・役割構造の点から述べ、更に、②昭和40年以降、「家」の継承過程、すなわち後継者の形成過程のあり方それ自体が変質してきていることを、家族周期のあり方とのかかわりで述べる。第3に、現在下層に位置する◎家の農作業日誌（インフォーマルな日常のつきあいを含めて生産・生活両面にわたって克明に記録されている。19年分：昭和33～51年）を用いて、N部落社会の変質を、N農事実行組合組織の変質とその基底にあるN部落の社会的協働様式の変質の両面から明らかにする。そして、第4に、こうした「家」・農家生活とN部落社会の変質の下で、N部落の農民が如何なる矛盾をかかえ、如何なる要求・要望を、如何なる形で実現しようとしているのかを見ていく。

第1節 N部落における農民層分解の進展過程

現在（昭和52年）N部落には、8戸の農家（全て酪農家）と2戸の非農家（離農家）がある。N部落の幌延町における経済的な位置を表2-1で見ると、農産物販売金額が1,000万円をこえる農家が8戸中5戸（62.5%）あり、500万円未満の農家は2戸（25%）しかなく、幌延町において経済的に最も高い位置にある。つまり、N部落は、いわば幌延町の「先進」部落といえよう。とはいえ、それは多くの離農家の創出（昭和40年以降7戸離農）をその背景にもっており、しかも、現住農家各層の階層的差異には大きなものがある。こうした意味において、現時N部落における農民層の階級・階層分解は、きわめて激しいということがいえよう。

表2-1 部落別農産物販売金額規模構成

		1,000万円以上販売農家構成比						
		60%～	59～50%	49～40%	39～30%	29～20%	19～10%	9%以下
500万円未満販売農家構成比	60%以上			L		M		N
	59～50%			III		I G		
	49～40%			A B			I	
	39～30%			J			F	
	29～20%	D ◎	H	O N		PQ		
	19～10%	M	K				II	
	9%以下		C	V				

注) A B C……は部落の記号

N部落は表中◎記号。

農業基本調査個票（昭52.2）より作成

表 2-2 調査対象農家の階層構成と生産条件

	農家名	農産物販売額 (千円)	労働力 指数	土地面積 (<i>ha</i>)	乳牛総頭数 (成牛+育成牛)		(51.1~12) 産乳量 (<i>t</i>)
		ウチ 販売総額(畜産収入)			51年度組勘票	52.9月実態調査	
上層	①	15,493 (15,493)	2.85	165	62 (33+29)	70 (40+30)	161.67
中層	㉔	11,138 (11,138)	3.4	45	43 (28+15)	50 (30+20)	138.74
	㉕	10,608 (10,608)	3.25	57	54 (29+25)	68 (34+34)	127.39
	㉖	10,331 (10,331)	3.1	59.5	47 (27+20)	50 (28+22)	132.50
	㉗	10,092 (9,892)	3.25	47.6	50 (31+19)	50 (36+14)	122.82
	㉘	9,398 (9,398)	3.25	57.6	47 (24+23)	51 (27+24)	110.87
下層	㉙	3,123 (3,123)	1.3	8.4	12 (6+6)	11 (6+5)	30.08
	㉚	91 (91)	1.75	22	11 (5+6)	10 (7+3)	16.40

注) 実態調査, 農協資料より作成。△は赤字

表 2-2 によって、農産物の販売総額を指標にして現住農家の階層構成を見ると、上層・中層・下層の各層は生産条件や経営構造に対照的な相違を見せている。生産条件から見ると、労働力指数は、上層 (2.85-後継予定者が高校在学中) より、むしろ、中層の方が 3.1~3.4 (世帯主夫婦と後継者あるいは後継者夫婦) と高く、下層は 1.8 にも達していない。しかし、土地面積では、上層は中層に倍以上の差をつけひき離しており (ただし、上層の 165 *ha* のうち 100 *ha* は未墾地)、下層は中層の半分以下である。乳牛飼養頭数は、中層のうち㉕を除いては上層との差が 20 頭もあり、それは産乳量の差にもはっきりあらわれている (㉕は頭数においては上層とほぼ変わらないが、産乳量については中層において中位にしか位置していない)。下層は乳牛飼養頭数、産乳量とも中層以上と比較にならない。更に生産手段の機械化水準を見ると (表 2-3)、上層の㉑はトラクター、バークリーナー、バルククーラー (バルククーラーは、下層と中層の㉖が農協のリースによっている以外は全て個人所有している) を導入しており、畜舎内の機械装備は一貫したものになっている。中層は㉑と同じ段階に到達している家 (㉗㉘) とパイプライン、バークリーナーは導入されておらず、バケットミルクとバルククーラーの組み合わせで畜舎内労働が行なわれている家 (㉖㉗㉘) の 2 つのグループが存在している。下層は、上・中層と異なり、トラクターを所有しておらず、㉙は馬耕及びトラクター賃耕、㉚はトラクター賃耕によっている。畜舎内労働はバケットミルクとバルククーラーの組み合わせで行なわれている。経営構造に関しては (表 2-2)、中層の全ての家が最終余剰、組勘収支結果とも赤字になっているのに比して、上層は最終余剰において 242 万円、組勘収支結果において 128 万円の黒字になっている。これは㉑の租税公課、家計費、資金返済の各支出が小さいためであり、それらは、上・中層の中でも最低の額になっている。経営費はたしかに上層が最も大きいのが、経営費と販売総額との比 (経営費/販売総額) は、㉑が 69.8%、中層が 72.3%~93.3% と、上・中層の中で㉑が最も小さく効

金額単位 (千円)

経営費 A	租税公課 B	家計費 C	資金返済 D	農業所得 粗収入 - A = ①	可処分所得 ① - B = ②	経済余剰 ② - C = ③	最終余剰 ③ - D = ④	組 勘 収 支 結 果	中・長期 負 債
10,814	328	902	1,026	4,679	4,351	3,449	2,423	1,282	28,092
8,445	587	1,359	1,533	2,693	2,106	747	△786	△2,109	29,045
8,626	340	1,302	1,178	1,982	1,642	340	△838	△1,705	23,869
9,635	448	1,046	1,277	696	248	△798	△2,075	△4,218	33,228
7,356	614	1,380	1,072	2,736	2,122	742	△330	△1,984	25,798
8,425	503	1,572	1,079	973	470	△1,102	△2,181	△3,899	30,922
1,603	120	517	253	1,520	1,400	883	630	330	1,598
36	-	-	85	55	-	-	-	△52	970

率が良い。下層は③がわずかに黒字であり、⑤は他と比較するだけの規模にない(⑤は、他出している長男からの仕送りをうけて生活している)。なお、上・中層の区別なく中・長期の負債は大きく、それは下層を別として2,300万～3,300万円に達している。

表 2-3 生産手段の機械化水準

機 械 化 水 準	上 層	中 層	下 層
A. トラクター+パイプライン+バークリーナー	①	⑥⑦	
B. トラクター+バケットミルカー		④⑤⑧	
C. 馬耕又はトラクター賃耕+バケットミルカー			②③

こうしたN部落現住農家の階層的差異は、町の「大型酪農」化政策に沿った極めて激しい土地集積、乳牛飼養頭数の拡大、大型機械の導入の結果であった。ここで、そのうち、土地集積と大型機械化の進展過程について見てみよう。

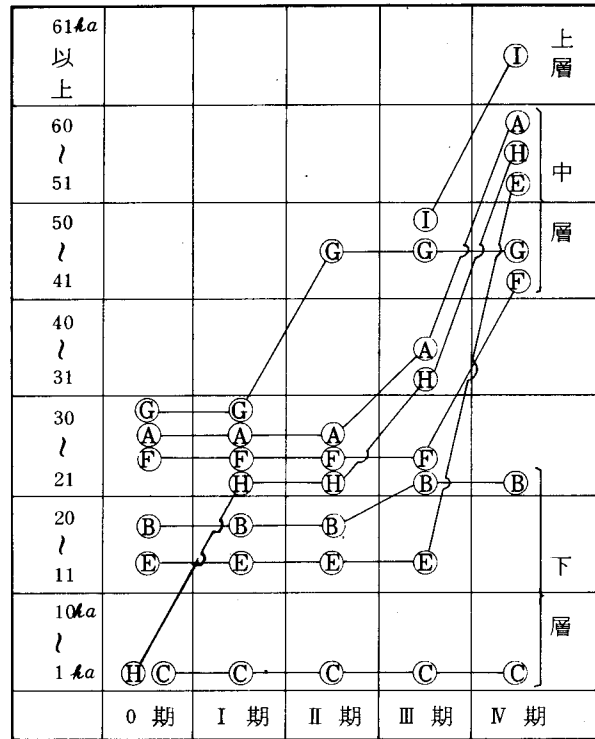
図 2-1 は特に階層差が顕著となった酪農専業化以降(昭和34年以降)を生業の発展階梯を指標として、I期:酪農専業移行I期(昭和34~37年)、II期:酪農専業移行II期(昭和38~40年)、III期:「大型酪農」移行期(昭和41~44年)、IV期:「大型酪農」展開期(昭和45年以降)の4期に時期区分して土地集積の過程を表わしたものである。ここからわかるように、酪農専業化への移行が始まった第I期において、たしかに、土地保有面積に関して階層差が見られたが、上・中層の土地集積が進展し、階層差が大きくなるのは、III期:「大型酪農」移行期以降、とりわけIV期:「大型酪農」展開期以降で

あり、現在に至っている。それは、続出する離農家の離農跡地の集積という形で進んだものであった。更に、大型機械化の進展状況をみると（表2-4）、上・中層によるⅢ期におけるトラクターの共同導入^{*}—それを梃子とした個別所有の進展と、Ⅳ期以降における畜舎内装備の急速な機械化（パイプライン、バークリーナー、バルククーラー）の進展がわかる。

※ N部落におけるトラクターの導入は、昭和38年段階すでにトラクターを所有していた①のN部落への入植を契機としていた（本章第3節参照）。

こうして、昭和41年以降、とりわけ昭和45年以降（Ⅳ期：「大型酪農」展開期以降）、酪農経営の急速な大規模化・大型化が進展した。そして、それは、上・中層においては、町の「大型酪農」化政策の昭和52年次における農家一戸当りの経営目標（40haの土地、40頭の乳牛、210万の農業所得）のうち、土地面積、乳牛頭数に関して、それぞれ50ha以上、50頭以上と、すでに昭和51年段階に「超過達成」するほどの急速な展開であった。だが同時に、それはまさに離農家の続出、現住農家の大きな階層的差異の創出という、ドラスチックな農民層分解の進展過程であったのである。

図2-1 酪農專業化以降の土地集積過程



注) ①はⅢ期 昭和41年に入植

- 0期：酪農專業化以前（昭和33年以前）
- Ⅰ期：酪農專業移行Ⅰ期（34～37年）
- Ⅱ期： " Ⅱ期（38～40年）
- Ⅲ期：「大型酪農」移行期（41～44年）
- Ⅳ期：「大型酪農」展開期（45年～）

表2-4 トラクター及び畜舎内主要機械導入年

		トラクター	バケット ミルカー	パイプライン	バークリーナー	バルク クーラー
上層	①	38年, 42年	40年	48年	48年	50年
中層	㉔	43年(共), 45年, 50年	43年	51年	51年	49年
	㉕	43年(共), ?	36年	×	×	49年
	㉖	42年(共), 43年	?	×	×52年(予)	×52年(予)
	㉗	42年(共), 43年, 45年	36年	48年	48年	48年
下層	㉘	42年(共), 48年	42年	×52年(予)	×52年(予)	49年
	㉙	×	46年	×	×	×
下層	㉚	×	50年	×	×	×

注) × 導入していない ? 導入年次不明 (予) 導入予定 (共) 共同導入
なお、バルククーラーについては、㉖㉗㉘は現在農協のリースによっている。

第2節 家族協働・協業体としての「家」及び農家生活の変貌

第1項 「大型酪農」経営農家における「家」内での地位・役割構造の特質

「大型酪農」化、とりわけ生産手段の大型機械化は、生活手段の向上とあいまって、「家」・農家生活のあり方を大きく変えてきている。

表2-5 生活手段の変化

		洗濯機	冷蔵庫	電 気	プロパン ガ ス	暖の取り方		水		自家用車
						石 炭	石 油	自家水	水 道	
上層	①	34年	49年	31年	40年	40年	→ ?	40年	→ 52年	45年
中層	⑥	37年	38年	37年	37年	49.50年	→ 51年	?	→ 42年	41年
	⑨	45年	45年	44年	40年	?	→ 49年	45年	なし	42年
	⑩	40年	44年	40年	40年	?	?	40年	なし	40年
	⑦	38年	40年	27年	40年	?	?	27年	なし	44.5年
	⑧	42年	45年	42年	38.9年	45年	→ 50年	?	→ 40年	42年
下層	③	40年	40年	40年	49年	47年	?	45年	なし	なし
	②	46年	45年	39年	47年	?	?	?	?	32年

表2-5に見られる如く、各種の生活手段が変化・向上するのは昭和30年代後半以降、とりわけ40年以降である。そして、⑨⑩⑧③の如く、40年代になってようやく電気が導入された家もあり、更に①⑨⑧②の冷蔵庫、⑨③の洗濯機等々、45年以降導入されたものも多い。こうしたことは、N部落が市街地に隣接していることを考えると非常に驚くべきことである。しかし、ここで問題となるのは、単に生活手段の向上が遅れたというだけでなく、それが「大型酪農」移行期以降に、すなわち、生産面における大型機械の導入、土地の集積、乳牛飼養頭数の増大と共になされていることである。それが、農家に大きな財政・家計負担をもたらしていることは疑い余地がない。

図2-3は、図2-2にある分析枠組に基づいて、家族協働・協業体としての「家」の生産・生活両面にわたる意志決定と作業分担における各成員の占める割合を構造的に図式化したものである。ここから家族形態の如何を問わず、後継者（夫婦家族形態）もしくは夫（直系家族形態）の農作業の主担化傾向が見てとれる。それは、現在の直系家族形態をとる家の場合、かつて支配的であった「嫁の重労働」といったあり方が変質しつつあることを物語っている。

それは、図2-4からわかるように、特に機械化水準の高い「家」（⑥⑦）の場合、特徴的であり、嫁の労働時間は、3時間、4時間半となっている。そして、それらの「家」の嫁は育児に時間を割くようになってきている。かつて嫁の仕事であった朝夕の搾乳という労働は畜舎内の一貫した機械装備によって、殆んど不必要となったのである。

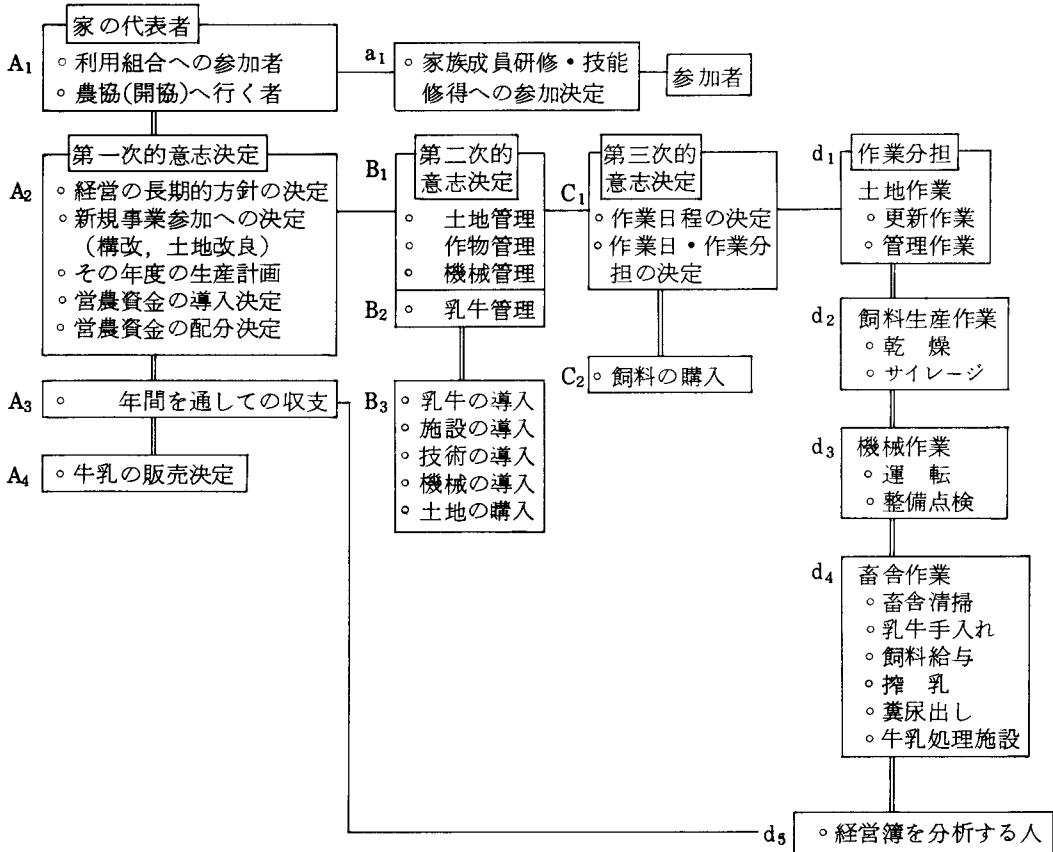
表 2-6 対象農家の家族形態と家族構成

		父	母	夫	妻	子 供		現家族構成員数
						家にいる子供	他出した子供	
夫婦家族形態	①上	(才)	(才)	(才)	(才)	(才)	(才)	(人)
	②中			50	49	20, 19, 17, 12	15	6
	③下			53	49 (入院中)	25, 18	20	4
	④下			61	54	23	31, 27, 25, 19	3
直系家族形態	⑤中			77	68	43, 39, 24	47, 41, 37	5
	⑥中	52	46	26	23	0, (24)注1.		6
	⑦中	55	52	28	28	3, 1(26)注2.		7
	⑧中	59	51	29	27			4
	⑨中	64	58	27	27	3, i		6

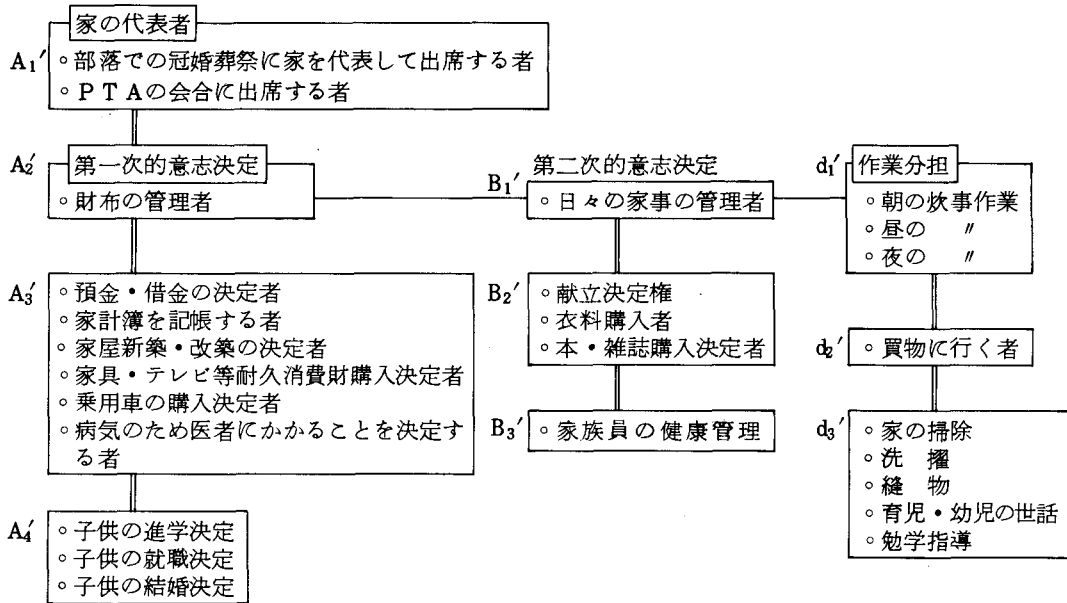
注 1) 夫の妹—信用金庫に勤務 2) 夫の妹—町立病院に勤務 3) ・印は男子

図 2-2 「家」の意志決定と作業分担からみた構造分析枠

生産組織



生活組織



布施, 白樫, 安部, 「資本主義の『高度成長』と『家』及び『村落社会』の構造変動の論理」
 (『村落社会研究』11集 1975)を参照。
 ただし、この分析では a₁, C₁, C₂, B₃' は用いていない。

こうした協働のあり方に対応して、表 2-7 に示した意志決定の構造が存しているのである。つまり、意志決定の型において、直系家族形態をとる家に家父長型が多い(表 2-7)とはいえ、それはかつての家父長的な「家」のそれとは明らかに質を異にし、自らの担当・労働している部門に関して、自らが意志決定するようになってきている。機械化水準の発展に伴う、農作業の夫・後継者による主担化傾向に対応して、意志決定の型において、家父長型がとられているのである。

表 2-7 家族形態別意志決定の型

	家父長型	合議型
夫婦 家族形態	① 上	② ③ ④ 下 下 中
直系 家族形態	⑤ ⑥ ⑦ 中 中 中	⑧ 中

注) <夫婦家族形態>

- ・家父長型 — 夫が生産・生活両面において大きなことをとりしきり、妻が日常の家事に責任をもつというかたち。
- ・合議型 — 生産過程への妻及び子供の参加が比較的多く、生産・生活両面にわたって夫と妻及び子供が相談することの多いかたち。

<直系家族形態>

- ・家父長型 — 生産過程で父-夫の意志が大きく反映され、生活過程で父-母の意志が反映されるかたち。
- ・合議型 — 生産過程において、夫が主導しながらも、妻を含めた相談がなされ、生活過程において、母と妻を中心にして意志決定がなされるかたち。

図 2-3 (イ) 生産及び生活組織としての家の構造図(夫婦家族形態)

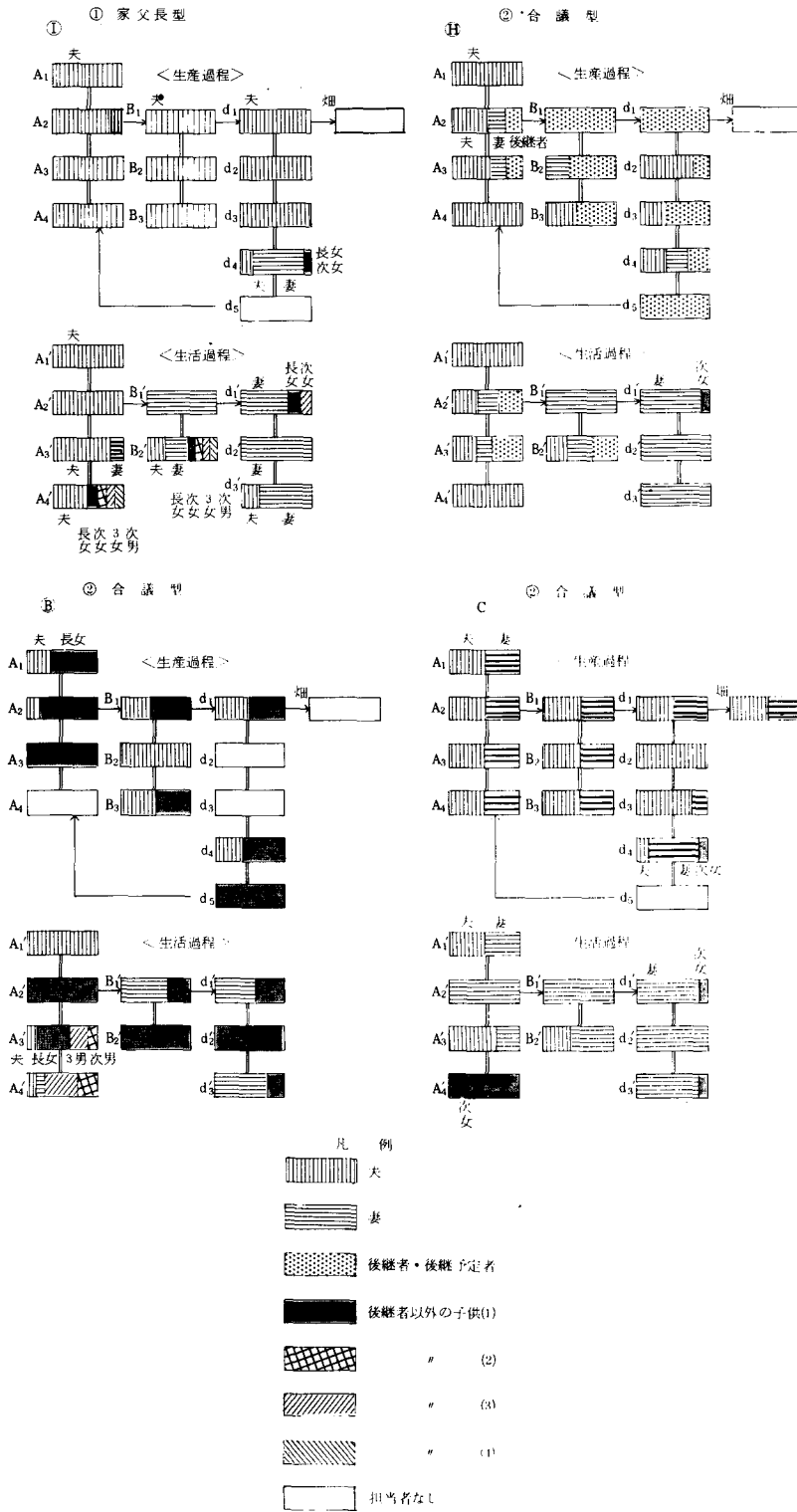


図 2-3 (ロ) 生産及び生活組織としての家の構造図 (直系家族形態)

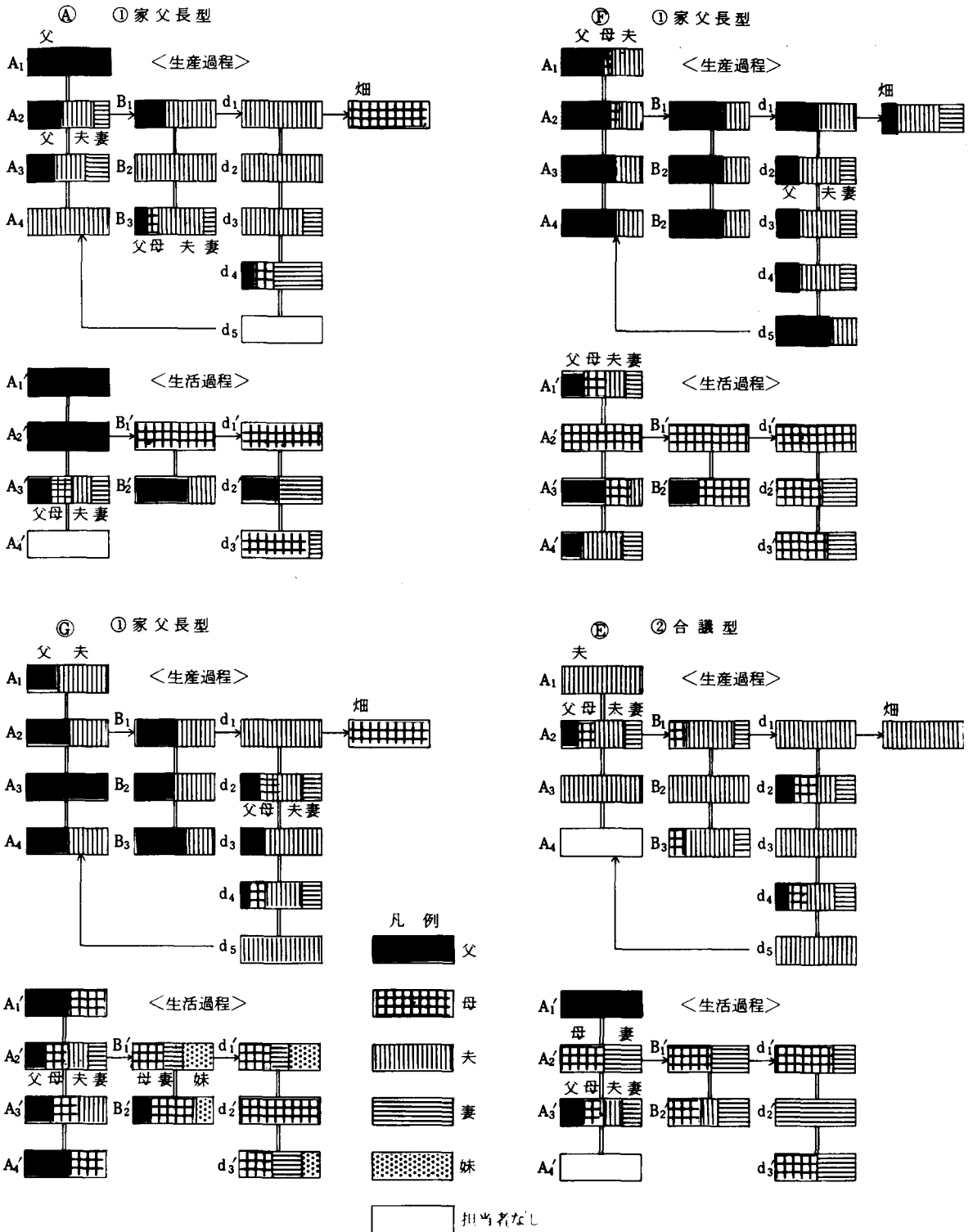
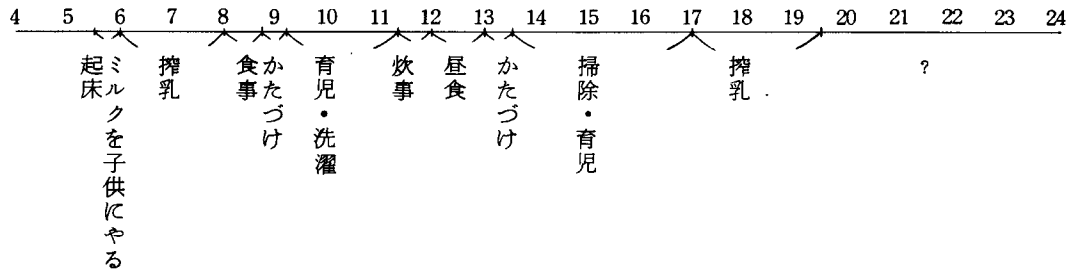
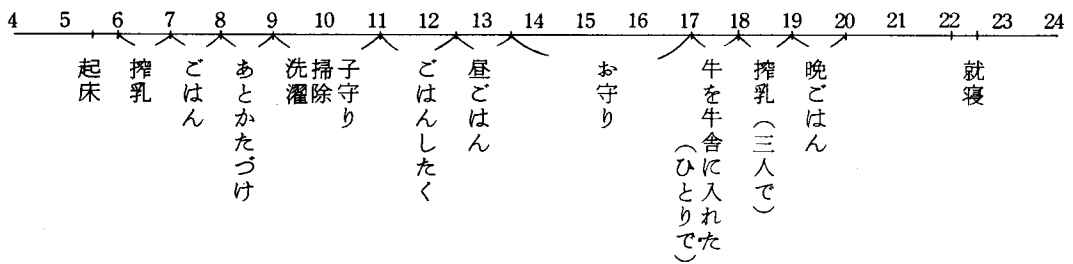


図 2-4 直系家族形態における嫁の1日の生活

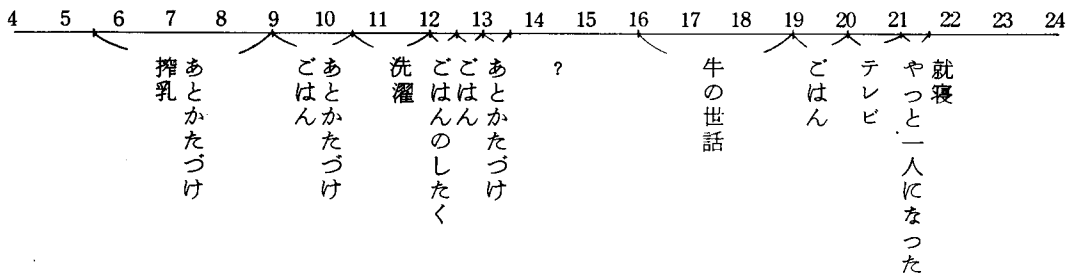
㊦の嫁 (23才) 中層 機械化水準A 畜舎内労働時間 4時間半



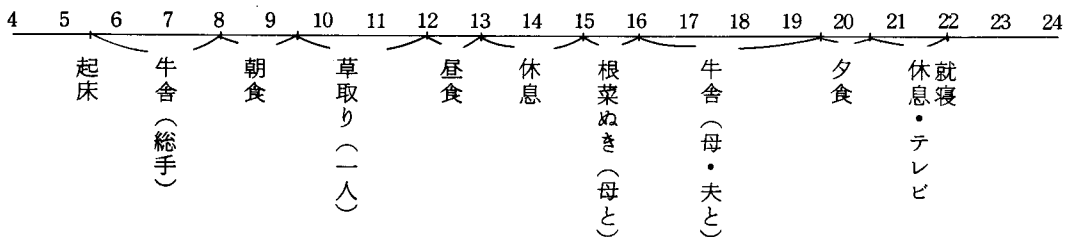
㊧の嫁 (28才) 中層 機械化水準A 畜舎内労働時間 3時間



㊨の嫁 (27才) 中層 機械化水準B 畜舎内労働時間 6時間



㊩の嫁 (27才) 中層 機械化水準B 畜舎内労働時間 6時間



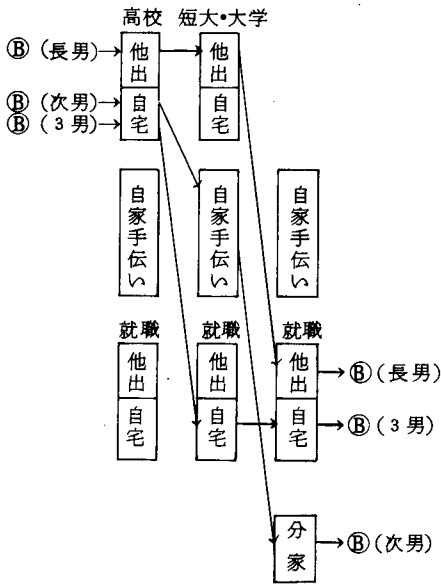
第2項 「大型酪農」化に伴う後継者の形成過程の変化

以上の様に、「大型酪農」化の進展は、現在の「家」・家族生活のあり方を変質させつつあるがそれは同時に、「家」の継承過程すなわち後継者の形成過程のあり方をも変質させてきている。

図2-5 義務教育終了後の子弟の動向(1) (男子)

0期：～昭和33年 (義務教育終了年次)

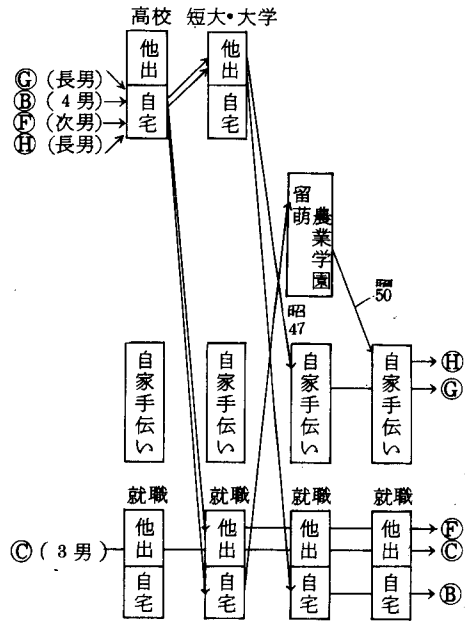
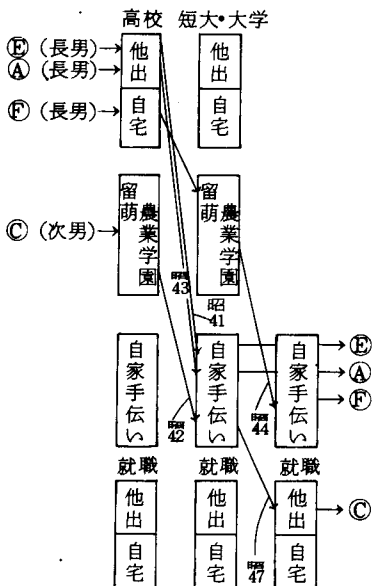
Ⅲ期：昭和41～44年



Ⅰ期：昭和34～37年

該当ケースなし

Ⅱ期：昭和38～40年



Ⅳ期：昭和45年～

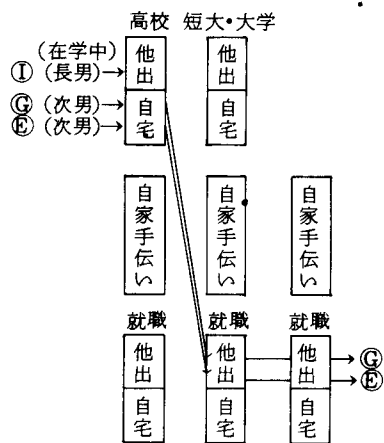


図 2-6 義務教育終了後の子弟の動向(2) (女子)

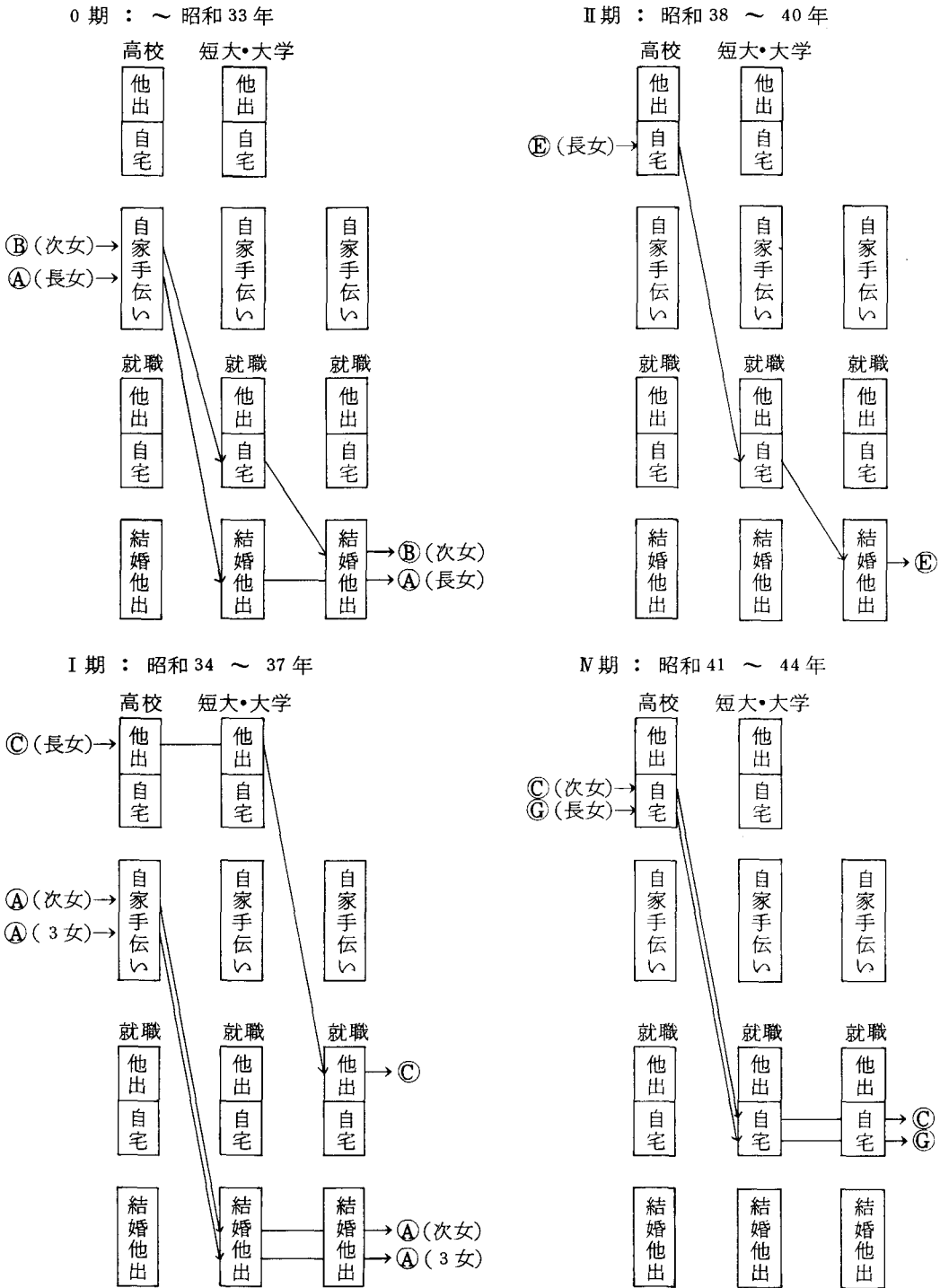
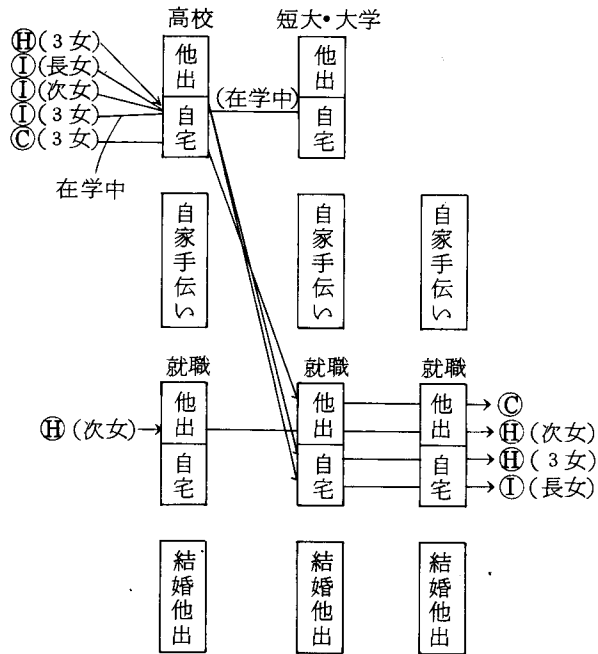


図2-5, 6は、後継者世代の義務教育終了後の動向について表わしたものである。男子についてみると、Ⅱ期の段階において、すでにかつて農村に見られた、後継者が中卒後ただちに自家就労するという形は、高校進学あるいは留萌農業学園への入学によって崩れてきている。そしてⅢ期に入ると、こうした傾向は、より一層著しいものとなる。すなわち、後継者は中卒後はもちろんのこと、高卒後ただちに自家就労するという形すら見られなくなったと同時に、後継者以外の男子も、中学卒業後、自家の手伝いを全くせず、他出もしくは、就職して自宅通勤をするようになった。女子についても同

V期：昭和45年～



様な傾向が見られるが、女子の場合、男子より一階梯早く、Ⅱ期以降全てのケースが中卒後、もしくは高卒後、ただちに自家の手伝いをすることなく、就職するようになっている。

すなわち、第1に、かつての段階、後継者は中卒後ただちに自家就労し、それ以外の子弟も中卒後、就職・結婚他出するまで自家の手伝いをし、家族協業体としての「家」を支えていた構造、言いかえれば、「長子の15は貧乏の峠、末子の15は栄華の峠」という家族周期のあり方は、Ⅱ期：昭和38～40年の段階において徐々に崩れ始め、Ⅲ期：昭和41年以降すなわち「大型酪農」移行期以降、明らかに崩壊していることが指摘できよう。しかし、第2に、それは反面、学歴水準の向上を伴っていることも事実である。第3に、それは特に現在の後継者 (G, H, A, F, E)に限ってみた場合、単に一般的な学歴水準の向上ということだけではなく、野幌機農高校、留萌農業学園、酪農短大といった教育機関を通じた酪農技術・知識の習得という形で、もたらされていることを指摘しなければならない。「大型酪農」化の進展は、新たな酪農技術・知識を不可欠に必要としているのである。

第3節 N部落社会の変貌

第1項 「大型酪農」化に伴う農事実行組合組織の解体

「大型酪農」化によってN部落社会のあり方も大きく変質した（以下、資料としてC家の生産・生活両面にわたって克明に記録されている農作業日誌—昭和33～51年：19年分—を用いる）。

図2-7は、酪農専業化以降の幌延N農事実行組合の流れとそれに基づく時期区分を表わしている。これを見ると、農事実行組合の変質過程は、生業の発展階梯を指標とした時期区分と不思議なほど相即している。

図 2-7 幌延N農事実行組合の流れ及び時期区分

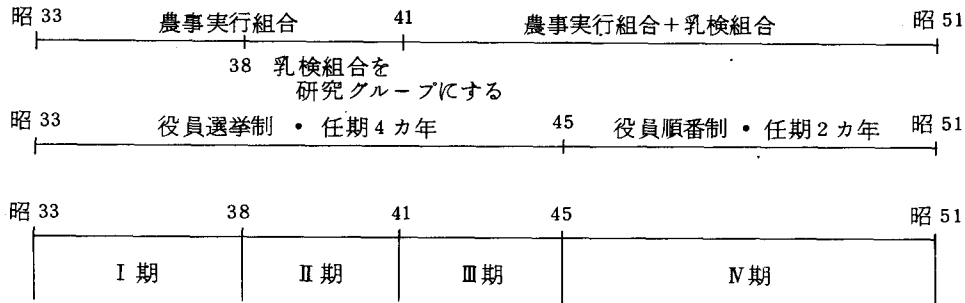


表 2-8~11は I 期~IV 期までの新年総会の議事一覧である。I 期すなわち、酪農專業移行 I 期においては、牧草共同畑を農事実行組合で経営しており、農事組合集会は月に 1~2 回開かれ、農事実行組合が農業生産の向上に大きな役割を果たしていた。また市街地に隣接しているせいもあり、新年総会には農協、農業改良普及所、雪印の代表もほとんど顔を出している。II 期になると、昭和 38 年の新年総会で、乳検問題が相当論議され、1 月 5 日農事組合臨時総会を開き、乳検組合を研究グループとして独立させることを決めた。この期、N 部落は「尿の完全利用」「根菜・牧草地の追肥」等が問題となっている段階にあった。そこでは新たなる目的意識的団体としての「乳検組合」の創出は、こうした部落の生産力水準を一步こえるものとしての乳業資本による個体管理：生乳管理の要請への対応という意味をもっていた。事実、雪印の指導が個別指導という形だけでなく農事実行組合を通して、町の営農諸機関の指導と共になされた。III 期になると、農事実行組合とそれまでその研究グループであった乳検組合が一体の組織となった。こうして組合の事業は明確に酪農経営のためのものとなった。ところで、この期注目せねばならないのは、①の入植が N 部落にトラクター管農という新たなる生産力段階を用意するものであったという事実である。そして、農事実行組合がそうした生産力水準を N 部落へ定着させるため、昭和 42 年、「①氏の小型を利用して」大農具共同利用化を研究し、それを契機として、実行組合内にトラクター利用組合が 3 班形成されたのである。しかし、これは 1 年足らずで解体しそれを挺子としたトラクターの個別所有が急速に進み、実行組合の生産的機能は明らかに形骸化する。そして、この期すでに農事組合集会の定例を止めるか、どうかの論議まで出てきているが、それは、無届遅刻 100 円、無届欠席 300 円という罰金制をとり入れ、何とか、毎月例会をすることに落ち着いた。だが、IV 期昭和 45 年、それまでずっと長い間続いた役員選挙制・任期 4 ケ年が回り番制・任期 2 ケ年へと変わった。そして、現在では農事組合は、「用事があっても集まらない」(㊦)の世帯主状態になっており、年に 1~2 度程度(年末と年始)しか集会を開いていない(このように、実行組合の生産的機能の形骸化の一方で、昭和 43 年から始まった花見まつりという形での家族慰安会はその後も続けられ、次第に婦人部中心の慰安旅行が中心となっている)。

たしかに、現在、実行組合は依然として地域農協組織の下部単位であることに変わりはない。しかし、かつての農協の下部単位としての「農事実行組合」組織の果たした役割はもうそこにはない。「大型酪農」化に伴う激しい農民層分解過程の中で、農家は個々の「家」として、その実績に相応して直

表 2 - 8 幌延N農事実行組合の新年総会の議事一覧 (その1 - I期)

昭和 33 年	昭和 36 年
1. 32年度収支決算報告 2. 33年度事業計画 ① 収入計画—戸数割100円 頭数割100円 牧草地の収入 ② 婦人部の結成 (10日前後) ③ 農家簿記の記入 ④ 農民講座○講 (13日～15日) └─ 解説不明 (以下同じ) ⑤ 経営計画の○○ ⑥ 牧草畑増成 ⑦ 近い先進地視察 ⑧ 1人1研究発表 ⑨ 全道乳牛共進会参加 ⑩ 共同○○完全施業 ⑪ 生活改善実行 3. 32年度出席発表あり 4. 原案承認・役員改選	1. 組合長挨拶 (昨年大略報告と本年協力について、 <u>田</u> 氏正式に1月より入会とす—酒1升自参す) 2. 事業 (決算) 報告 決算—収入20,305円支出17,662円 事業—昨年中会合其他大略 3. 本年事業計画 ① 牧草畑増成 ② 牧草共同畑経営 ③ 飼料作物及自給飼料共励会開催 ④ ○○及○○共励会出席 ⑤ 簿記の記帳 ⑥ 営農計画の樹立等 4. 団結を固くして、地元の名に恥じぬ経営に進もうと申合わす 5. 酪農青年連盟加入の件は希望者7名
昭和 34 年	昭和 37 年
1. 33年度収支決算報告 2. 34年度事業計画 (収入13,900組合費同じ300円) ① 冬期農民講座出席 ② 簿記の記帳 ③ 牧草共同畑の経営 ④ 婦人部の新年総会 (1月20日) ⑤ 営農計画の樹立 (各個別共同○計) ⑥ 堆肥並根菜類共進会開催 ⑦ 乳牛の不妊解消研究 ⑧ 全道畜産共進会参加	1. 組合長挨拶 2. 決算事業報告 36年収入 17,025 支出 12,070 3. 37年事業計画 ① 営農計画完全樹立 ② 簿記の記帳 ③ 草地の造成 ④ 農事視察参加 ⑤ 堆肥増産共励会 ⑥ 根菜確保 ⑦ 生活改善 (時間の励行, 香典限度300円以内, 祝儀前回通り) 4. 役員選挙
昭和 35 年	
1. 34年自己資金, 個人別割当決定 ○婦人部の解散問題も出たが討論には, 何とかまとめねばならなかった。	

表 2 - 9 幌延N農事実行組合新年総会の議事一覧 (その 2 - II 期)

昭和 38 年	昭和 39 年
<p>会計報告で未収金 (過年新年会 ㊸ 4 年 1,000 円あり一内, 本年 300 入) の件で少々手間取る。 38 年度事業計画では乳検問題で相当論議あり。</p> <p><事業計画項目></p> <p>① 農民講座の出席 ② 草地の造成 ③ 乳検記録簿の記入と整理 ④ 営農計画の樹立 ⑤ 共同作物の管理 ⑥ 根菜・牧草の追肥 ⑦ 尿の完全利用 ⑧ 牧草地の追肥 ⑨ 先進地の視察 ⑩ 牧草地の完全管理 ⑪ 月 1 回の研究会の確実なる実行 ⑫ 資産増成には労働奉仕にて経済効果を上げる。</p>	<p>不 詳</p> <p>昭和 40 年</p> <p>1. 組合長挨拶及報告 (冷害ギ援金, 及農協より助成金) 2. 業務報告 (㊸ 書記) — 1 カ年の日誌 3. 議 事 ① 事業計画は大体前年通り — 後日再検討 ② ㊹ 君提案, 共同雇用問題 (失業保険に関し, よく農協と研究して後日の議題とする) ③ 冷害ギ援金配分 ④ ㊺ 君発言により, 前年度, 組合長手当日手渡した。 ⑤ 酪農委員の報告 ⑥ 1 月 16 日後 1 時 ㊻ 宅にて集合する。</p>

表 2 - 10 幌延N農事実行組合新年総会の議事一覧 (その 3 - III 期)

昭和 41 年	昭和 42 年
<p>1. 組合長挨拶 2. 事業報告 (㊸) 3. 会計報告 (㊹) 収入 33,346 円支出 17,650 円時間がないので簡単に 4. 新事業計画は新役員で検討樹立, 次回集會に審議する事 5. 役員改選</p> <hr/> <p>1 月 20 日農事組合集會</p> <p>1. 41 年組合活動について 事業計画例年と大体同じ毎月 5 日集會日とする。○○重点としては, ① 仔牛の育成について (㊺ 出) ② 1 頭当り産乳量の向上について (㊻) ③ 経営診断について (個人) 種々, 意見を交した。 2. ㊼ 氏の新人の件で大いに論議交える。</p>	<p>1. 41 事業其他報告 2. 会計決算報告, 収入 27,506, 支出 21,560 3. 42 年事業計画 ① 月例会開催 (毎月 5 日, 但し本年度は日曜日の関係上 6 日, 2 月, 41 年度経営決算, 3 月, 41 年, 根菜実績発表, 5 月育成牛実績発表, 7 月, 41 年牧草実績発表) ② 研修会出席 (営農改善農民講座) ③ 根菜牧草共励会 ④ 共同作業の実施による能率化 ⑤ 土地作り (拡大基盤確立) ⑥ 草作り (増収の度, 更新) ⑦ 牛作り (1 頭当り産乳能力向上の為, 基礎育成牛共励会) ⑧ 大農具共同利用化研究 (差当り ㊽ 氏の小型利用研究課題) ⑨ 長期計画の樹立 ⑩ 研修旅行の計画 (草刈氏の発案)</p>

昭和 43 年	昭和 44 年
1. 各種報告と取まとめ 2. 役員等事務分担 3. 43年事業計画 ① 月例会の完全実施（毎月6日）今年は流会はない事とす（農繁期は中止、又は日延べありうる）経営用地の実測（5月頃） ② 酪農研修会の参加 ③ 酪農技術共励会開催 ④ 共同作業とトラクターの利用（後日充分研究） ⑤ 長期計画の樹立 ⑥ 研修旅行の実施 ⑦ 経営用地の実測 ⑧ 予算（収支 35,602 円） ⑨ 負担金の増額、年600円の外に牛頭数割	㊦組合長より、今年の事業計画等について毎月の集会や事業等、昨年は不振だったが、今年はどうしたら良いかと発言あり、定例止めるかどうかを各人各様の議論百出相当手間取った。笠松さんから、いろいろ助言あり、結局例年どおり集会も事業もすることにした。 ① 毎月に例集会、6日午後2時より、無届遅刻100円、無届欠席300円の罰金制とす。農繁期は中止。宿は従来通り回り。 ② 収支予算は昨年並とす ③ 家族慰安会の開催（春） ④ 牧草、根菜等、収穫共励会の開催

表 2 - 11 幌延N農事実行組合新年総会の議事一覧（その4 - IV期）

昭和 45 年	昭和 48 年
1. 44年会計報告 収入 110,778, 支出 45,935 2. 乳検組合事業報告 (㊦) — 酪友会も 3. 役員改選の件（組合長等、順番にする事に決定 — 任期2カ年） 農事組合長 ㊦ 乳検組合長 ㊣ 酪友会地区委員 ㊠ 他役員 ㊣, ㊦, ㊤ 三理事 監事 ㊤ 乳検組合長兼任2名 ・婦人部へ4,000円支出	2月1日 1 農協出資増口の件 — 原則は役員4口、他2.5口、組合2口とす。協議の結果出資貯金内として配分せり。 2. 冷雨害特配物資の件 3. 乳検仔牛育成共励会推薦の件 4. 集会の件 3～5, 11～12月各月2日とす
昭和 46 年	
不 詳	
昭和 47 年	
1月7日 農事組合長 ㊦ 乳検組合長 ㊠ 理事 ㊦ ㊦ 監事 ㊠ ㊣ 酪友会 ㊠ 1年迄 酪青研 ㊦ 後継	1. 47年決算報告 収入 152,152 (内繰越し 53,035) 支出 (46,042, 47, 1月新年会 11,250) 差引額 106,110 2. 組合長、手当増額の件（農事組合 — 8,000円、乳検組合 5,000円、計 13,000円） 3. 婦人部助成（8,000円） 4. 2月上旬に改めて総会を開く（詳細後日） 5. 納税奨励金配分は20日㊦農場と話し合う。 2月5日 48年事業計画 目標 — 組織の強化と親睦を図る事、花まつり、忘年会、先進地視察 乳検組合 — 牧草反収増加と除角の奨励

昭和 49 年	昭和 50 年
1. 役員の変更の件（本年改選期に当り、順番により決定す） 農事組合長 ㉠ 副組合長 ㉡ 会計 ㉢ 監事 ㉣, ㉤ 乳検組合長 ㉥ 共済組合 ㉦（2月より3カ年、48年春決定済） 酪青研（青年部に一任）— 後日 ㉠ 後継 酪友会（明年改選する現 ㉦）→酪農民同盟同じ 2. 会計報告，48年，収入 226,602 円，支払 149,679 円，差引 76,923 円 3. 其他，工場長の情勢報告あり	不 詳
	昭和 51 年
	役員改選 組合長 ㉦ 副組合長 ㉣ 会計 ㉤ 監事 ㉥

接，農協と関連をもつに至っている。

第2項 「大型酪農」化に伴う社会的協働様式の変質

こうした農事実行組合組織の変質の背後に，部落における社会的協働形態の質的変容が存することはいうまでもない。

表 2-12は，酪農專業化以降各期における ㉣ 家のサイロ切込の際の労働力の構成と支払い形態に関するものである。Ⅰ～Ⅲ期は自家の労働力他に，部落の人や市街地に住んでいる部落外の人が ㉣ 家のサイロ切込みを行なっている。部落の人は，手間替及び手伝いであり，部落外の人Ⅰ期の1人を除いては全て雇われており，Ⅱ・Ⅲ期は全て現金給付である。しかし，Ⅳ期になると自家の労働力のみとなってしまう。このように，㉣家は部落の人との手間替・手伝いの関係を有していたが，それを更に詳しく見たのが，図 2-8 である。この図からⅡ期の段階までは，㉦ ㉢ ㉣ ㉤ ㉥ との労働力の手間替・手伝いの関係が成立していることがわかる。㉣家と手間替・手伝いの関係を結んでいるこれらの家は，㉣家を含めて，N部落における唯一の血縁集団に属していない（図 2-9 参照）。又，㉦を除いては ㉣ ㉢ が現在下層であり，あとは全て離農している。こうした関係はⅢ期になると大きく変化する。つまり，これまでの㉣との関係が切れる一方，部落の殆んど全ての家と関係するようになる。「大型酪農」経営へ移行する時期にあって，規模拡大のため，部落＝実行組合の紐帯が，ここで再生する点に留意すべきである。だが，Ⅳ期になると，下層として残った隣りの ㉢ 家へ ㉣ が手伝いに行くだけになった。

このように，㉣家の労働組織は，Ⅰ・Ⅱ期の段階では，部落内の血縁集団に属していない家の手間替・手伝いと市街の雇用労働力によって成立していた。それがⅢ期になると，「大型酪農」経営への移行に伴って，部落全戸との労働力の交換が市街の雇用労働力他に必要となった。そして，Ⅳ期になると，下層の㉣家は同じ下層である ㉢ 家との関係，しかも ㉣ が手伝いに行くだけの関係しかなくなってしまった。

そして現在N部落においては，激しい農民層分解を伴う「大型酪農」化の進展を土台として，一

表 2-12 ©家のサイロ切込の際の労働力の構成と支払い形態

I 期-昭 36. 9. 24

	部落内 の人	部落外 の人	親戚の 人	計
現物給付		5.5		5.5
現金給付		2	1	3
手間替及び 手伝い	3	1	1	5
計	3	8.5	2	13.5

III期-昭 43. 10. 4 および 10. 13

	部落内 の人	部落外 の人	親戚の 人	計
現物給付				0
現金給付		7		7
手間替及び 手伝い	8			8
計	8	7		15

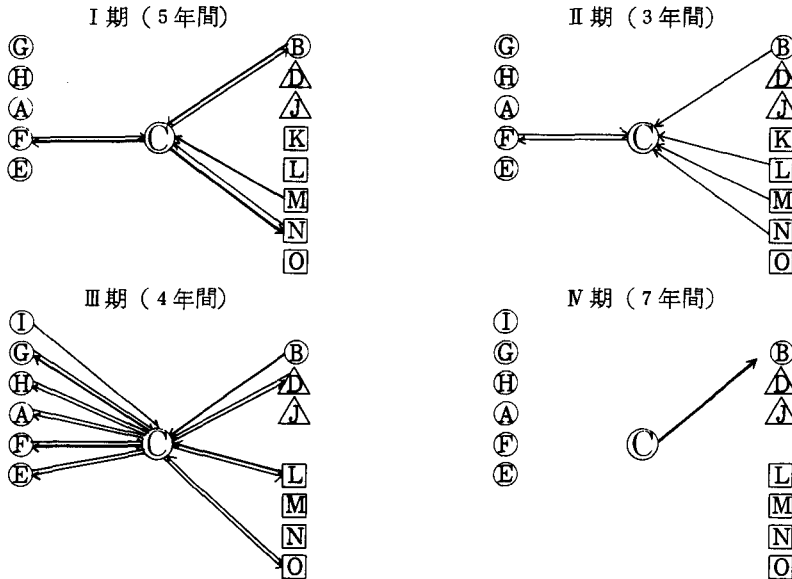
II期-昭 40. 9. 28

	部落内 の人	部落外 の人	親戚の 人	計
現物給付				0
現金給付		4		4
手間替及び 手伝い	5		1	6
計	5	4	1	10

IV期-昭 48. 9. 23

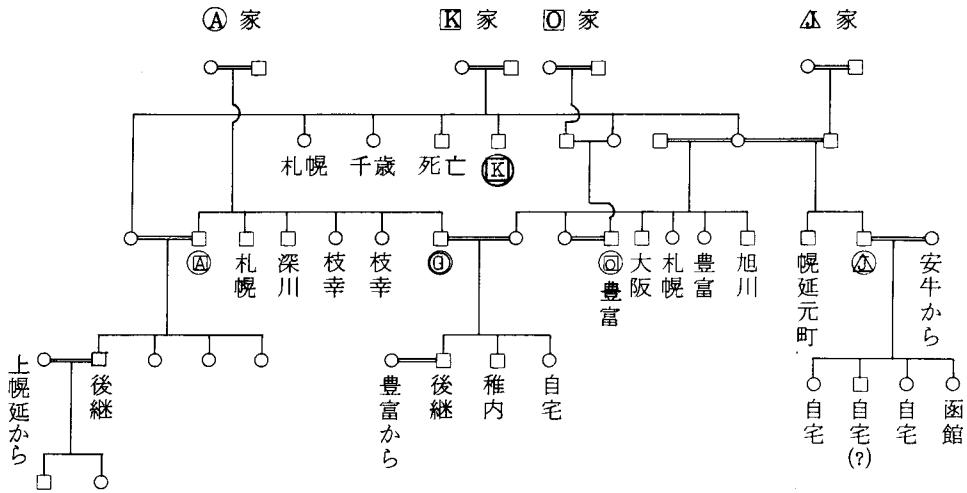
	部落内 の人	部落外 の人	親戚の 人	計
現物給付	自家の労働力のみ			
現金給付	自家の労働力のみ			
手間替及び 手伝い	自家の労働力のみ			
計				

図 2-8 ©家を中心とした労働力の交換の関係図 (主にサイロ切込)



- 注) ① I 期昭和37年には農事組合長©に対する1日奉仕があり、N部落の全戸が手伝いに来たがそれは除外した。
 ② ○は現在農家、△は部落にいる離農家、□は離農して転出した家。
 ③ 左側は現在の上・中層。線の太さは回数を表わす。

図 2-9 N 部落における血縁のネットワーク



- 凡例 1) □は男, ○は女を表わす。
2) 実態調査より

表 2-13 サイロおよび畜舎建設の際の手伝い関係

期	サイロ・畜舎を建設する家	手伝いに来た部落内の家
I	Δ サイロ (昭和 34 年)	不 明
	Ⓣ 畜 舎 (昭和 37 年)	不 明
II	Ⓣ サイロ (昭和 38 年)	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Δ Ⓔ Ⓕ Δ Ⓚ Ⓞ (Ⓟ 農場 2 名)
	Ⓞ サイロ (昭和 38 年)	Ⓑ Ⓒ Δ Ⓔ Ⓕ Δ Ⓞ (Ⓟ 農場 2 名)
	Ⓔ 畜 舎 (昭和 38 年)	Ⓐ Ⓒ Δ Ⓜ
	Δ サイロ (昭和 39 年)	不 明
	Ⓐ サイロ (昭和 39 年)	不 明
	Ⓛ サイロ (昭和 39 年)	不 明
III	Ⓞ 畜舎 (半分) (昭和 41 年)	Ⓒ Ⓕ Δ
	Ⓒ 畜 舎 (昭和 41 年)	Ⓐ Ⓑ Δ Ⓣ Ⓞ Ⓕ Ⓖ Ⓕ Ⓖ Δ Ⓛ Ⓞ (Ⓟ 農場 1 名)
IV	Ⓑ 畜 舎 (昭和 45 年)	Ⓐ Ⓒ Δ Ⓣ Ⓞ Ⓕ Ⓖ
	Ⓞ 畜 舎 (昭和 49 年)	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Δ Ⓔ Ⓣ Δ Ⓚ Ⓞ
	Ⓔ 畜 舎 (昭和 49 年)	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓣ Ⓞ Ⓕ (Ⓟ 農場 5 名)
	Ⓞ 畜 舎 (昭和 51 年)	Ⓐ Ⓑ Ⓒ Δ Ⓔ Ⓣ Ⓕ Δ (Ⓟ 農場 4 名)
	Ⓐ 畜 舎 (昭和 51 年)	Ⓑ Ⓒ Δ Ⓔ Ⓣ Ⓞ Ⓕ Δ (Ⓟ 農場 4 名)

※
方に、中層4戸によるトラクターを使ったサイレーン作業の共同、他方に、下層農に対する上・中層農のトラクターによる「賃刈」という事態が生じている。しかも、かつて入植Ⅱ代目層同士の結婚によって形成された㊦家—㊧家—㊨家—㊩家—㊪家の五家間の血縁のネットワーク自体、㊦㊧㊨の離農により、資本主義的に解体され、現在、それは㊧家—㊪家の2戸によって保たれているにすぎない。

※ これは、サイロ切込における手間替→個別所有のトラクターを使った共同作業チームの創出→離農家の続出に伴い、いくたびかの再編という形で形成されたものであった。しかし現在、それも内在的には解体の方向が看取される。

こうして、現時、たしかに血縁及び地縁にもとづく協働の形は、N部落においては大きく崩れつつある。しかしながら、仔細にみるならば、そうした中でも現実には地縁にもとづく協働形態がすべて崩れさったわけではない。サイロや畜舎の建設は、表2-13に見られるように、Ⅳ期以降特に昭和49年以降、離農した家と㊩を除いてほぼ全戸が手伝いに来ている。又、同時にN部落に隣接せる社会主義的集団農場、㊰農場の手伝いの占めるウエイトも大きなものになってきている。

ところで、かような形での地縁にもとづく社会的協働の形は、生活レベルにおいては、より顕在的に立ちあらわれている。

N部落の人が死亡すると、その家へ部落の人全員及び㊰農場の人が顔出しをし、葬儀の準備の役割分担をし、準備の段取りを決める。2日目に読経と通夜が行なわれ、部落の人及び㊰農場の人は、役割分担に従って準備を行なう。3日目に、部落の人が作った棺に遺体を納め、部落の人が山で火葬を行ない、骨上げ、骨拾いをし、後片付をし、酒食をして解散する。

こうした葬儀のやり方は、19年間に8回葬儀が行なわれているが、殆んど変わっていない。表2-14は葬儀の際の役割分担について表わしたものであるが、会計は㊰農場と㊱、火葬陸尺は㊲と㊳といったぐあいに、役割によっては担当する人がほぼ1、2名ずつ決まっているものもある。又、表2-15の如く、住宅の建設などの大きな仕事も葬儀の準備と同様、Ⅳ期以降、ほぼ部落の人総出で行なわれ、㊰農場からの手伝いもある。

このように、激しい農民層分解の進展の下においても、たしかに、生産・生活の両面にわたる社会的協働が存している。しかも、その最少単位は、実行組合の枠をこえて(㊰農場を含めて)現に機能している。そこには、農民層がその生活史をとおして培ってきた、彼ら自身の農民社会があきらかに現存しているといわなければならない。しかし、農事実行組合組織の実質的解体—農協による個々の農家の直接的掌握という事態の下で、こうした社会的協働の形「そのものの限界は、容易に予測されうるのである。

第4節 農民層のかかえる諸矛盾とその解決への手だて

第1項 農民層のかかえる諸矛盾

町の「大型酪農」化政策を「先進的」に具体化させてきた幌延N部落において、「家」・農家生活と部落社会のあり方は大きく変質してきている。たしかに、農民の生活水準は上昇したし、部落社会が「解体」しつつあるとはいえ、それを農家の「生産力」水準の上昇に伴う「自立」として見るともできよう。しかし、そうした現実には、同時に離農家の続出、現住農家の階層的差異の増大という

表 2 - 14 N 部落における葬儀の際の役割分担の変遷

葬儀のあった家 役割	I 期			II 期				N 期
	○家	□家	(P)農場	◎家	◎家	◎家	△家	(P)農場
葬儀委員長		H	A		C	A	F	A
副委員長	明確に分化していない	P			A	P		P
会計		P	H	不	P H			P H
大工		P L	K		P K Δ			P C O
火葬陸尺		B F C	B 他		B M L		F M L N Δ E C P ₂	B F Δ 他
炊事		P ₂ Δ F M	P	詳	P Δ F G			F E G 他
接待		Δ E	G 他					
庶務						P H		
総務							P H	

(注) P₂とあるのはP農場から2人という意。

表 2 - 15 住宅建設の際の手伝い関係

期	住宅を建設する家	手伝いに来た部落内の家
I	◎ (昭和 34 年)	不 明
II	△ (昭和 38 年) ◎ (昭和 39 年)	A C E F G H Δ K N O C F
III	H (昭和 44 年)	不 明
IV	F (注) (昭和 47 年) ◎ (昭和 49 年) ◎ (昭和 50 年)	A C E G H Δ O (P農場 7 名) A B E F G H (P農場 1 名) A B C E F G H (P農場 5 名)

(注) 火災の後かたづけも含む。

事態を伴っていただけでなく、上・中層を含めて現に多くの問題・諸矛盾を生じさせている。

表 2 - 16 は農民層の健康状態、経営上の障害・課題、経営と生活に対する考え方をまとめたものである。上層の①においては、労働力不足が経営上の障害であり、大型機械による大規模経営と夫婦家族形態に基づく労働力不足との矛盾は、世帯主の五十肩のような健康問題を生み出している。そこで、こうした状況の克服に関して、「人がいれられたらいい」「お金を払ってきてもらうのがいい」という志向性を①はもっている。しかし、そのためには、やはり、「経済」が重要であり、結局、労働力不足を解消しようとするためにも、「老後のため」にも「今の生活を犠牲にし」、自らの体に鞭うたねばならないという現状におかれている。ここで、とくに「50頭で2人では長くできない。40歳代の前半位まで……収入さえ伴えば、30頭(搾乳)が最相当」と語っている言葉は銘記しなければならない。上層①といえども、好んで「多頭数」の道を行っているのである。これに対して、中層は上層に比べ基盤整備が遅れており、それが経営上の障害・課題としてあげられ、それに伴う「資金ぐり」の問題があげられている。中層が大きな借金をかかえ、組勘収支において赤字であったのは、すでに見たとおりである(表 2 - 2)。

表 2 - 16 N 部落における農民の健康状態と経営上の障害・課題および経営と生活に対する考え方

	健康状態	経営上の障害・課題	経営と生活に対する考え方
上層	主 — 五十肩	労働力の負担 — 50頭で2人では長くできない。40歳代の前半位まで。投下資金の負担、収入さえ伴えば、30頭(搾乳)が最適当。世の中やはり経済。経済的な面で人が入れられたらよいな。(主)	将来の生活安定のために今の生活を犠牲にしても老後のためしようがない。(主) 大型機械はもういいと思っている。共同作業必要ない。父さんがいそがしくて、手伝ってほしいといわれるといけな。共同でなくして、お金を払ってきてもらうのがいい。(妻)
中層		1. 金 — 長期低利。率のいい金ができれば。 2. 土地が悪い。 3. 牛がふやせない — 草がたりない。(長男) 1. 経費的ゆとりがない。 2. 物価が高くて、生活がきつい — 乳量を上げて物価が高いのもうけにならなくて計画どおりに行かない。12月に営農計画をたてるが、翌年になると、物価が上がってしまう。(妻)	生活優先 — 規模拡大はある程度目標に近づいてきたから、きつい労働をなくし、ゆとりある生活をしたい。(長男) 生活優先と規模拡大とる。(長男の妻)
	妻 — 過労のため腎臓を悪くして入院中	1. 借金 — 長期低利が必要。 2. 土地改良 (主) 1. 配偶者 — 労働力低下 (両親が老化してきた) のため。 2. 施設 — 搾乳時間がかかりすぎる。 3. 資金 (長男)	生活優先 — 生活を基盤として考えなくてはならぬ。生活あつての経営。(主) 生活優先 — がんばって収入をふやしたい。規模拡大しなくとも生活安定できる。(長男)
層	妻 — 腰ヘルニアになって、今年(52年)4~6月入院して今も毎日通院している。長男の妻 — かたこりがするためハリ医者にかよっている。	毎年産乳量ふやさなければならぬ。もう限度が安定するメドがほしい。これから経営夫婦2人、35~50歳までが限度と思う。年間250t、牛乳だけで2,000万円、これでいいというふうにしてほしい→物価と収入が安定すればいい。(主)	規模拡大しなければ生活できない。家族そろって3~4日は旅行したいと思っている。しかし、酪農家はそのヒマとれない。宅地に花とか野菜を作る。自分で牛を作り出すのだという楽しみなければならぬ。乳しぼり乳のみというのは良くない。(主) 生活優先 (妻)。生活優先 — 家族が病気になるから。(長男) 今のところ生活優先。でも生活優先も規模拡大もしたい。そして仕事は仕事、生

	健康状態	経営上の障害・課題	経営と生活に対する考え方
中層			活は生活と割り切りたい。(長男の妻)
	主 — 白内障 妻 — 心臓, 歯弱い, 昨年2回通院 ⑥	1. 基盤整備の完成。 2. 乳牛の改善(乳量のアップも含めて)。 3. 施設の充実(主) 1. 資金ぐり 2. 土地拡張(長男)	そりゃやっぱり生活優先だよ。病気になったら仕方ないからな。(長男) 豊かな明るい生活と健康管理に重点。健康が第1。(妻)
層	⑤	土地の改良(主) 1. 機械化。2. 経済的に複雑 — 計理は組カンでやるが自分でも見なければ。 3. 土地の拡大(長男)	生活優先と規模拡大のバランスとる(主) 生活優先でいきたい。でも実は生活優先と規模拡大を離して考えられない。生活を安定するためには収入多くして、乳量を増加させなくてはならない。(長男) 生活はひとまずおいて、規模拡大を先行させる。(長男の妻)
下層	主 — 肩こり, 腰いた(仕事・老化のため) 妻 — 肩こり, 腰いた(仕事・老化のため) ③		ほくらができなくなればやめる。土地を広げる場所もないし、今では面積は狭い。これからのことは、はっきりわからない。幼稚園でも使うことがあれば、自分の土地を使ってもらおう。(主)
	妻 — 血圧 ④		今は長男から仕送りあり。息子につがせたい。サラリーマンは定年になったらしようない。定年, それから続けられるように, 何とか続けておきたい。このなりゆきで, ずっとしていくよりない。

こうした状況の下で、中層は経営と生活に対しての考え方において、「生活優先」という志向性をもっている。それは特に⑤⑥⑦など、家族の健康が破壊されている家では強い。だが「ゆとりある生活」をするためには、現状ではやはり、更なる資金の導入によって、規模拡大、基盤整備をするしかないのも事実である。下層は、経営規模の拡大は全く考えておらず、③は、「ほくらができなくなればやめる」、④は「息子につがせたい。サラリーマンは定年になったらしようない。定年, それから続けられるように, 何とか続けておきたい。このなりゆきで, ずっとしていくよりない」と語る。又、永年の重労働と老化のため、健康破壊も進んでいる。

このように、N部落における農民は、階層毎に異なる矛盾をかかえている。すなわち、現状において、上層は健康破壊を生み出す労働力不足の解消の努力=更なる過重労働による健康破壊の増幅、

中層は「ゆとりある生活」をするための赤字経営の解消の努力=更なる資金導入による赤字経営の悪化という矛盾をかかえ、下層は経営の見通しすらもっていない。

第2項 農民層の要求・要望

ところで彼らは、当然、現在の農政に対しての要望・要求を有している。表2-17にあきらかなように、それは国政への要求となって立ちあらわれるところに、現段階の特徴のひとつがある。

表2-17 農民層の町・道・政府に対する要望・訴え

	町への要望	道への要望	政府への訴え
上層	酪農も経営を楽にしてほしい。		将来みこした農政確立。昭和40年頃出された農政では道自体のものは支離滅裂。無家畜農家の解消(牛をかかわす)。初めは12, 3頭自立をいってたが、20頭自立になり、30頭自立になってしまった。明確なプロジェクトがない。どこでストップするのか。中規模農家の充実といっても、大規模で食えないのに、どうして食えるのか。今まで何をやってきたのか。半農半酪させるのか?。 土地改良に対しては、国が全額投資すべき。そうすればコストダウンできる。そのことが消費者との対話につながる。土地改良が価格補償につながる。
中層			営農上 1. 導入資金の返済の延長。 2. 土地改良 — 国の力でやってほしい。これが解決すれば、乳価の問題も適正でよい。 3. 畜産物の適正な価格 生活上 1. 税金 — 借入金での財産への課税の問題。 2. 物価が高すぎる。— 中間で高くとりすぎる。 3. 農村の環境整備 — 農村道路, 湿地帯が多い。
下層	酪農中心でやってほしい。	資金の利子を低くしてほしい。	1. 資金 — 長期低利(48年頃) 2. 30~40頭位でやりたい。— ゴールなき酪農ではどうにもならぬ。
		中央集権政治をなくしてほしい。物ごと全てが札幌に行かなければ解決できない。これなら、支庁いらぬ。北海道	1. 酪農機械を安くしてほしい。 2. 今は一応乳価は安定しているが、このままいくか、いずれは競争してもやってゆける基盤を作ってほしい。価格を高くしてほ

		町への要望	道への要望	政府への訴え
中層	①		を3~4つに分け、そこで直接町村と話しあえるようにしてほしい。自分は知事に支庁は盲腸だと言う。地方にもっと金をほしい。道に金がくるけれど、その際町村が中央本庁にゆく。(農林省etc) そうすると大蔵省まで行ってくれという。	しいことはやまやまだが、売れなくては困る。生乳をもっと普及してほしい(今、粉乳余っている)。 3. 国が明渠を設定するが10~13年かかる。しかし明渠ができないと自己負担がある暗渠が使えない。毎年、基盤整備に金を出してくれるのはいいが、少しまとめてほしい。 4. 今、国が町に金を出しているからいい。町税10%, 交付金9億, あとは借金でやっている。福祉政策これでよいのかと思う。金がかかるが、これを町がもっているのは、どうなるかと考えている。
	②		身障者としても、酪農民としても福祉を考えてほしい。まんべんのない道政をやってほしい。産業についても、道食糧基地として酪農を中心に推進してほしい。	国内の食糧自給という点からいっても、酪農をしっかり育成してほしい。42, 3年頃から考えていた。というのは乳製品が、外国からだいふ入ってきて非常に圧迫された。海外から輸入したり肉牛・乳製品の安易の輸入には絶対反対だ。
	③		道道はいいが、町村道にもある程度補助を。貧乏町だから町道などなおしてくれない。補助出して。	資金 — 自由にかりれなかった。 産業保護訴えたい — 輸入依存をやめること一貫してそれを思っていた。(長男)
下層	④		いい所はできるだけ開拓してほしい。道も食糧危機だから。ある程度の工業をもってきてほしい。人口もふえるだろうし。	
	⑤			

上層の①は、政府に対して「将来みこした農政確立」を訴えており、これまでの農政を「初めは12, 3頭自立をいっていたが、20頭自立になり、30頭自立になってしまった。明確なプロジェクトがない。どこでストップするのか。中規模農家の充実といっても、大規模で食えないのにどうして食えるのか」と批判し、同時に、「土地改良に対しては、国が全額投資すべき。そうすれば、コストダウンできる。そのことが、消費者との対話につながる。土地改良が価格補償につながる」という意見・要求をもっている。それは、国家の農政のあり方を問うことなしには、「酪

農も経営を楽に」することはできないという認識に基づいているといえよう。それに対して、中層からは自らのかかえる具体的な諸矛盾克服のための要求、すなわち、「多頭化」達成のための基盤整備にかかわる諸要求がだされている。と同時に、上層と同じく「ゴールなき酪農ではどうにもならぬ」という農政に対する批判が出されており（前掲表2-16の中で「毎年産乳量ふやさなければならない。もう限度かメドがほしい……。年間250t、牛乳だけで2,000万円。これでいいというふうにしてほしい」という④の言葉も見出せる）、「土地改良—国の力でやってほしい。これが解決すれば乳価の問題も適正でよい」という意見・要求も出ている。又、⑤⑥（長男）からは安易な外国農産物の輸入に対する批判も出されている。下層には政府への訴えがないが、これは政府や現在の農政に対して不満や要求をもってないということを意味しないのは明らかである。

かように、様々な諸矛盾をかかえた農民は上・中層を中心にして、これまでの、そして現在の農政のあり方に大きな不満や批判をもっており、それは基本的に国の農政のあり方の転換を要求するという形で収斂する。

第3項 農民層の団体的行動

もとより、農民層はこうした要望・要求を現実的に実現するために、団体的行動を行っている。

表2-18は、彼らがいかなる集団・組織に参加し、いかなる形で自らの要求を実現しようとしているのかをまとめたものである。農民団体に関しては、上・中・下層にかかわらず農協及びその下部単位としての農事実行組合、乳検組合、共済組合には全戸が加入している。その他に、中層の④⑤⑥は酪農協会、乳牛改良同志会という主に技術習得のための団体に加入しており、農民組合には、農村連盟へ上層の①と下層の②が加入しているのみである。さて、N部落における町をこえるレベルでの団体的行動をみるならば、それは次の様に要約される。上・中層のすべてが、ここ3年間に道レベル（A）あるいは全国レベル（B）の要求実現の行動（主に乳価闘争）に参加している。こうした要求実現の行動の組織主体は、町と農協である（「町自体として議会で毎年代表を送っている。10年間ぐらい。2~3人。この辺では続けてやっているのは幌延くらいである。農協も代表を送っている」④）。ところで、酪農民同盟（酪農民同盟はN部落においては部落=実行組合を基礎単位としていたが、実際には④⑤⑥⑦以外ほとんど総会にも出席していなかった。④は執行委員長、⑤は執行委員を経験した）は、昭和51年3月に解散し、それ以後は、結局、要求実現の行動は、農協と町の代表による行動だけになっている。こうした形で上・中層によって要求実現のための行動がなされているが、支持政党を見ると④の社会党を除いて、すべて自民党支持である。

※ 酪農民同盟の崩壊の直接的な原因は、昭和51年の町議選、知事選の際に執行部が支持政党を打ち出したことに対する農民の反発である。それ以後、脱退があいつぎ、再建委員会が作られたが、再建できなかった。

以上の如く、現時、上・中層の農民による乳価闘争を主とした要求実現行動が町と農協を唯一の組織主体として行なわれている。つまり、それ自身乳業資本の意図にそうした形での国家の財政投融資を伴った政策的梃子入れによって農民層分解をおしすすめ、農民層の矛盾を生み出している町・農協が、

表 2 - 18 N 部落における農民の加入している農民団体・要求実現の行動および支持政党

		加入している農民団体	要求実現の行動	支持政党
上層	①	農村連盟	B (農協)	自民
中層	⑥	酪農協議会 乳牛改良同志会	A, B (農協, 酪農民同盟)	社会
	⑦		A, B (町)	自民
	⑧	酪農協会	A, B (毎年, 町の代表として)	自民
	⑨	乳牛改良同志会	A (酪農民同盟)	自民
	⑩		A (農協)	自民
下層	③			自民
	④	農村連盟		自民

- 注) 1. 農民団体のうち、全戸加入している農協及び農事実行組合、乳検組合、共済組合は除外した。
 2. 要求実現の行動は主に乳価闘争であり、Aは道レベルでの集会や交渉、Bは全国レベルでの集会や交渉に、ここ3年の間に参加したことがある者である。()内はそれを組織した団体である。

自らが生み出した農民層の諸矛盾克服のための要求実現行動を組織する唯一の主体でもあるわけである。かような意味において、町・営農諸機関（その背後には国家・独占資本がある）による農民層の掌握が進展しつつあるといわねばならない。

しかしながら、それが、そこに矛盾が全く存しないことを意味するものではないことは、明らかであるといえよう。たとえば、そのひとつの例をあげるならば、⑧は現在の「農協」の運営に関して次のような見解を述べている（⑧は昭和22～26年農協専務、昭和26～38年農協組合長を務め、いま、町議会議長である）。「もう少し生産的指導をしてほしい。……機械を入れるのはよいが、後のアフターケア的なものがなく、こういうものをもう少し軌道に乗せてほしい。……精神的なつながりをもう少しもてないか。個々の『家』はバラバラになっている。農家があって、農協があるという考えになってほしい。農協経営に専心している連合会それ自身がそういうように走っている。マージンとることだけ考えている」。

ここでは、こうした地域住民層の生産・労働 — 生活過程を基礎とした、営農諸機関・町の民主化が「上から」の農民の掌握に対して、農民の自主的な運動として取り組まれねばならないといえよう。

(補注)

こうした「上から」の農民の掌握が進展しつつあるという事態は、幌延町に階級的な核が存しないということを決して意味していない。現に共産党の町議、農業委員がそれぞれ1名ずつ選出されている。ところで、彼らは、幌延N部落に隣接する社会主義的集団農場⑨農場の構成員で

ある。しかもかつての酪農民同盟の委員長もここから選出されていた。もとより、㊦農場の全ての農民が共産党員ではない。しかし、㊦農場が幌延町における階級的な核として存在し続け、現在もそうであることは疑い余地もない。

- (1) ㊦農場は、昭和22年、緊急開拓入植の一環として名寄の18才～35才の青壮年7名によって、その開拓が始められた。翌年、総勢12戸、16名の入植者の下、集団農場の経営がスタートした。(これらの構成員は非常に濃密な血縁関係にあり、しかも、入植後の構成員同志の結婚により、その血縁関係は更に濃密になった)。だが、この年構成員1名死亡という共同住宅の火災にあり、更に入植後5年間に3戸が脱退し、又「嫁の来てもない赤い農場」などの一般新聞によるデマ中傷記事等々が報道されたりして、開拓初期多くの困難に出会った。しかし、各作業部門別の労働組織を基底とし、総会を頂点とする農場経営組織はこれらの諸困難にもかかわらず、長い時間をかけた(1週間、討論が続いたこともある)討論と飽くことなき、学習によって以来30年間の長きに渡って発展しつづけている。
- (2) ところで、この㊦農場の農業経営も30年の間にいくつかの面期をもちながら発展してきている。昭和22年の開拓入植以降、開墾事業が進められ、昭和30年、土地検査の合格をうけた。以後、すでに定置されていた乳牛と穀菽との混同経営が行なわれていった。昭和37年、第1次構造改善事業の導入が大激論の末、決定され、主畜酪農の道が決められた。翌年、大きな共同畜舎が完成した。なお、昭和47年には後継者世代の入植をみた。そして、昭和49年、1週間にもわたる農場の存続・廃止まで含めた大激論の末、総合資産、緊急粗飼料増産対策事業などの導入により、公社牧場を建設することを決めた。これは、農場構成員の老後問題、それと裏腹の後継者問題がからんでいたため、長い間の議論となったのである。その結果、現在、フリーストールバーン方式の新畜舎が完成している。これは、直接的には入植一代目の老齢化と後継世代への配慮—労働の軽減—が結びついているが、1頭当り産乳量、また構成員1人当りの産乳量は少ない。なお、これらの事業の導入により現在、約1億7千万円の長期負債をかかえている。
- (3) こうした㊦農場の発展は、「婦人の労働からの解放」を志向して進められてきたところにひとつの特徴があった。実際、経営上必要な学習は男性が中心となり各作業別の労働組織を直接統轄する経営会議も男性だけで構成されており、農場外の団体・機関・組織との渉外も男性が主担している。そして、現在、たしかに婦人の労働は軽減されてきている。そこで、彼女たちは町の公民館のサークルに参加したりしている(後述)。しかし、そこでは「婦人の労働からの解放」という理念・理想の再検討はなされていない。
- (4) ところで、こうした㊦農場の発展の中で、入植I代目層は、全ての人が㊦農場の発展を「生きがい」としている。しかし、そこで問題となるのは昭和47年の後継者世代の入植(その後昭和50年にも入植)を契機とした入植I代目層と後継者世代との意識上の齟齬である。後継者世代はたしかに、農場の発展の数々の努力を自らの体験とはしていない。更に、その嫁はなおさらのことである。そこでは今後、引き続き後継者世代の入植とともに、この点にもとづく諸問題が入植I代目層の老齢化・老後問題とあいまって現出してくるのではないかと思われる。

第3章 幌延町における社会計画とその展開過程

第1節 社会計画と生活基盤・社会施設の整備拡充

幌延町の地域開発計画の中に、いわゆる社会計画・社会開発計画が初めて盛り込まれたのは、昭和43年の『幌延町総合計画書』においてであった。それ以前の地域開発計画が、すなわち産業政策であったことは、すでに第1章で見た如くである。

ところで、『幌延町総合計画書』の中で、「社会開発計画」の基本方針は次のように示されていた。

「社会生活基盤の確立のために、

- イ. 住宅需給の円滑化に努め、水道・排水路・清掃処理施設等の整備充実を図る。
- ロ. 医療施設・社会福祉施設の整備充実を図る。
- ハ. 義務教育施設の充実を図るとともに、高度な社会教育を進めるための施設拡充につとめる」(P, 40)。

ここからわかるように、この時点においては、幌延町社会計画は、「社会生活基盤の確立のため」の社会施設の整備拡充を基本方針としていた。以後、こうした基本方針に基づいて、必ずしも計画的にはないが、諸施設の建設が進められていった。

表3-1 生活基盤・社会施設の建設状況 (昭和44～52年)

	昭43年	44	45	46	47	48	49	50	51	52	建設年不明	計
公営住宅	108										104	212
水道施設	11										2 -1	12
衛生施設	2		1	1						1		5
医療施設	3 (1)											3 (1)
社会福祉施設	1					1 -1	2					3
文教施設	16										-4	12
社会教育施設	4	1	1		3 -1	2	5	2	2			19
計	148	1	2	1	3 -1	3 -1	7	2	2	1	106 -5	268

注)。()内は医療施設のうち個人経営のもの。

○昭和43年の数字は、43年現在の施設数である。

ただし公営住宅は42年現在の数値である。

○右端の計の数字は52年現在の施設数である。

資料：『幌延町総合計画書』『幌延町中期社会教育計画』『広報幌延』より作成

表3-1は、そうした過程を表わしたものであるが、10年間に公営住宅が倍加し、昭和47年以降51年までの5年間に14の社会教育施設が建設された。一方、他の諸施設は、それほど建設されず、全体として、不均等な形で先述した基本方針が具体化されていった姿が見てとれる。

※ 水道施設は、昭和43年時点で、市街地の町営簡易水道（2施設）、農村地帯の開拓水道（6施設）、国鉄によるもの（2施設）、部落共同利用によるもの（1施設）の計11施設であったものが、52年には、部落共同利用によるものがなくなり、農業用水道施設と国鉄によるものが各々1つずつ増え、計12施設になっている。

衛生施設は、昭和43年時点では、幌延と問寒別に2つの火葬場があるのみだったが、昭和45年に幌延・天塩・遠別・豊富・中川の5町共同によって、し尿処理施設が幌延に建設され、昭和46年に、幌延・豊富の2町によりごみ処理施設がやはり幌延に建設され、昭和52年には3つめの火葬場が建設された。

医療施設は昭和43年時点で、町立病院（昭和42年建設）、問寒別開拓診療所（昭和29年建設）と個人経営の歯科医院（昭和40年開設）の3施設があるのみであったが、現在でもそのままの状態である。現在、町立病院には3名の医師（内科2名、外科1名）、12名の看護婦がおり、57の病床がある（問寒別の診療所へは町立病院の医師が週2回出張している）。なお、町立病院は病院事業会計によって運営されているが、現在、赤字経営が問題となっている。

社会福祉施設は、昭和43年時点で、保育所が1ヶ所（他に、他の施設を利用した季節保育所が3ヶ所開設されており、これは現在まで続いている）あるのみであったが、昭和48年にそれが建て替えられ、昭和49年には、老人福祉センターと、広域的に利用されている精薄施設北星園（70名収容）が建設された。なお、北星園の運営は、町の特別会計で行なわれている。

文教施設は、昭和43年時点で小学校10校、中学校6校計16校あったが、農村部の過疎化にもない、現在では、小学校7校、中学校3校、小・中併置校2校の計12校になっている。幼稚園、高校は全くない。

こうして、生活基盤の整備・社会施設の建設が徐々になされてきたが、そこには現在、いくつかの問題点が残されている。第1に、まだまだ生活基盤の整備・社会施設の建設が十分でないことである。例えば、下水道施設は市街地を含めて全くないという状態であり、医療施設に関しては医師・看護婦・病床数とも不足しており、常設保育所は1ヶ所しかない等々の如くである。第2に、建設された社会施設が農民に殆んど利用されていないことである。これは、多くの施設が市街地を中心にして建設されているためであり、ごみ処理、し尿処理とも市街地はくまなく回収するが、農村部は学校所在地しか回っていないという例（両処理場とも農村地帯に建設されているにもかかわらず）に見られる如き、市街地住民中心の施設の運用がなされているためである。

ところで、公営住宅の増加（しかし、昭和49年までに299戸建設するという昭和43年時点での計画目標を達成していない）は、第1章で述べた如く、産業政策＝「大型酪農」化政策の展開がもたらした結果、すなわち、酪農の「大型」化に伴って創出された離農者の建設業従事者としての市街地への滞留に相応したものであろう。こうした意味において、公営住宅の建設は、産業政策の展開 — その結果生み出された矛盾に対する後追いの的弥縫策であるといえよう。これに対して、社会教育施設の激増は、当初の計画（昭和43年時点）の社会教育施設建設目標（公民館の建設のみ）をはるかに上回る結果を達成したという意味において、非常に積極的な政策展開であり、こうした過程で、社会教育計画が幌延町の社会計画の中核をなしてきているといえよう。

そこで、以下、社会教育計画と現時の社会教育活動の展開について分析することによって、社会計画とその展開過程に関する問題を更に深めていこう。

第2節 社会教育計画と社会教育活動の展開

第1項 社会教育計画と社会教育施設の建設

昭和43年の時点において、幌延町には、町民会館、上問寒開拓婦人ホーム、下沼母と子の家、町民スキー場の4つの社会教育施設があった。にもかかわらず、『幌延町総合計画書』では、社会教育の現状と課題について、次のように述べられていた。

「幌延町には公民館が設置されていない。このため各種組織による教養や生活文化の向上等の活動は、おおむね町民会館や学校あるいは個人の家を利用しておこなわれている。しかしこれらの活動は、それぞれの団体の自主的なものであって、系統化された社会教育活動とは若干の差違があるかと思われる。……早い時期に公民館を設置し、これを社会教育のセンターとして社会教育の実をあげる必要がある」(P. 130, 傍点—小内)。

こうして、それまでいくつかの社会教育施設があったにもかかわらず、社会教育＝自主的なものでない系統化された社会教育活動、すなわち、公的社会教育活動のセンターとしての公民館の建設が、社会教育計画の最重点課題としてあげられていた。公民館の建設は、換言すれば、単に、社会教育施設の増設という意味だけでなく、社会教育活動の内容的充実を伴った質的変容＝「上から」の社会教育活動の展開の契機という意味を付与されていた。そのため、幌延町公民館は、昭和44年の青少年会館、昭和45年の問寒別特別母と子の家に引き続いて、昭和47年12月、約1億1千万円という当初計画の10倍規模の総工費をかけて建設されたのであった。

以後、幌延町公民館は、夜10時まで開館され、社会教育活動の中心として機能しただけでなく、結婚式、種々の公的私的な会合の場としても、多くの住民によって利用され、公民館の利用人員は、表3-2の如く、幌延町の人口の約7～8倍にも達した。

こうした状況の下で、問寒別の市街地住民の中から幌延町公民館を仲々利用できないため、問寒別にも公民館をということで、「公民館建設期成会」が結成され、その運動の結果、昭和50年12月、総工費約1億円(規模は幌延町公民館の約1/2)をかけて問寒別公民館が建設されたのであった。

そして、問寒別公民館の建設と相前後して、公民館を中心とした社会体育の推進に伴って、2つの町民プールと2つの野球場が建設された。

一方、農村地帯にも、幌延、問寒別の両市街に建設された公民館に替わるものとして、7つの生活改善センターが建設された。だがこれは、単なる小規模な集会所施設にしかすぎず、ここを使っての社会教育活動は全くなされていない。

以上の如く、昭和47年の幌延町公民館の建設を皮切りに、以後5年間に14の社会教育施設が建設されたのである。そして、

表3-2 幌延町公民館の利用状況

	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度
利用件数	904件	873	865
利用人員	35,436人	35,303	38,464
対人口比 ^{注)}	7.8倍	7.7	8.4

注) 昭和50年国調に基づく人口(4,565人)を用いた。

資料：『公民館だより』16. 27. 37号

それは、幌延・問寒別両市街への公民館の建設及び、それを契機とした公的社会教育の展開に伴う関連諸施設の建設と、農村地帯における、公民館の代替施設 — しかも、公民館の機能の一部にしかすぎない集会施設としての機能にのみ対応した — としての小規模な集会所施設の建設という、二重の道すじのもとで展開されたのであった。

第2項 公民館の設置を契機とした公的社会教育活動の展開

すでに述べた如く、幌延町公民館の設置以後、公的社会教育活動が公民館を中心として、活発に展開されていった。こうした公的社会教育活動の取り組みは表3-3の如く、昭和43年時点と比べ、取り組みの頻度においても、分野の拡がりにおいても格段の差がある。

これらの取り組みのうち、少年教育、青年教育、婦人教育は、主にスポーツ・レクリエーション・研修会等々を通じた交流によって自主的団体を育成することに重点がおかれ、高齢者教育や成人教育は幅広い内容の各種の「教室」（話しことばの教室、焼き物教室等々。これらの「教室」の講師として、作家、評論家、アナウンサー、大学の先生など、多くの専門家・知識人を招いている）の開催

表3-3 公的社会教育活動（行事数）の推移

	昭和43年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度
少年教育	0(0)	13(2,276)	12(1,225)	9(1,165)
青年教育	0(0)	4(101)	3(99)	3(180)
婦人教育	?(167)	8(231)	3(302)	3(130)
高齢者教育	0(0)	13(468)	12(529)	10(468)
成人教育(成人講座)	?(192)	13(360)	11(286)	12(338)
家庭教育		2(56)	7(163)	3(91)
社会体育	0(0)	17(900)	18(1,139)	17(1,068)
文化活動	0(0)	2(1,500)	5(3,080)	4(1,726)
読書活動	0(0)	3(139)	2(128)	2(134)
計	?(359)	75(6,031)	73(6,951)	63(5,300)

注) ()内の数字は各行事へのべ参加人員数。なお、家庭教育には、各小・中学校をを使っての家庭教育学級は含まれていない。

資料：『幌延町総合計画書』『社会教育事業実施報告書昭和49～51年度』より作成

に重点がおかれていた。社会体育に関しては、社会体育施設を利用した各種講習会及び町民体育大会（第1回大会 — 昭和48年）、町民マラソン大会（第1回大会 — 昭和49年）などを通じたスポーツ振興と体育団体の育成に力が入れられ、文化活動は昭和47年から始められた町民文化祭（これは展示部門と芸能部門に分けられ、2日間にわたって行なわれている）を主な内容としている。読書活動は、読書座談会、青空図書館などを通して読書の振興と公民館図書室の利用の推進を図っている。なお、家庭教育は、学校教師・親・社会教育主事の3者によって家庭教育学級が、各小・中学校を利用して開かれている。そして、こうした多彩な取り組みには、公民館だより（昭和48年から月1回発行。

昭和52年には3ヶ月に1回発行となる)、新聞紙上、新聞への折り込みビラ等々を使った参加の呼びかけもあって、毎年約5,000～7,000人の人が参加している。

※ 家庭教育学級は公民館がその開設を小・中学校に委嘱するという形で、昭和48年から始められた。開設校は現在6校(昭和48年時点4校)で、参加者は各校とも約20～30名である。この学級には、学校教師・親・社会教育主事が参加し、年に1度、各校の家庭教育学級の交流の場として公民館主催の家庭教育学級集合学習が開かれ、昭和51年には家庭教育学級開設連絡会議が公民館主催で行なわれている。こうした家庭教育学級を幌延中学校家庭教育学級を例にしてみると、それは、次第にPTA活動の一環として取り込まれるようになり、昭和52年度にはPTA組織の中に「家庭教育学級運営の母体」として研修委員会が設立されるに至っている(『昭和52年度幌延中学校PTA便りNo.2』)。又、それに伴ってPTA活動も家庭教育学級の取り組みを中心としながら、徐々にであるが、活発になってきている(50年度からPTA通信→PTA便りが発行されるようになった)。ちなみに、昭和51年度の家庭教育学級は、幌延中学校教育方針の説明、性教育等々の学習、他町の高校見学などの内容で10回開かれ、毎回約20名の人参加している。

第3項 「自主的」社会教育関係団体の「上から」の組織化

こうした公民館の設置を契機とした積極的な公的社会教育活動の展開に伴って、いわゆる「自主的」社会教育関係団体も増加し、「自主的」社会教育活動が活発に行なわれてきている。

現在、「自主的」社会教育関係団体は90、組織人員はのべ2,367人となっており、昭和43年時点と比べ、約3倍に増えている(表3-4参照)。

これを各種団体別に見ると、婦人団体は減少し(婦人団体としては、自主的なものの他に、2つの農協婦人部と商工会婦人部及び幌延町婦人団体連絡協議会がある)、それ以外は全て増加している。とりわけ、少年団体と文化団体=サークルの増加が著しい。

少年団体は、公民館ができた昭和47年時点では、昭和42年に結成された2つの地域子供会しかなかった。そこで教育委員会によって幌延町子供会育成会連絡協議会が作られ、昭和47年以降、市街地に7つの子供会が作り出された。同時に、5つのスポーツ少年団も結成された。

青年団体は、公民館ができる以前は、農村地帯の地域青年団(必ずしも農家の青年だけで構成されていたわけではない)と4Hクラブしかなかった(青年団体としては、自主的団体の他に2つの農協青年部、商工会青年部、地区労青年部があった。それらは現在もある)。そこで、

表3-4 自主的社會教育關係団体の推移

		昭和43年	昭和52年
少年団体	地域子供会	/	9(480)
	スポーツ少年団		5(98)
	小計		14(578)
青年団体	4Hクラブ	/	1(19)
	地域青年団		6(116)
	小計		7(135)
婦人団体		6	4(135)
老人団体		1	5(202)
文化団体		11	48(751)
体育団体		9	12(566)
計		33	90(2,367)

注) ()内は組織人員。ただし、老人団体、体育団体は昭和51年時点の状況である。

資料:『幌延町総合計画書』『幌延町中期社会教育計画』、その他教育委員会の資料より作成。

教育委員会は「市街地青年団体の組織づくりのための基礎資料」を得ることを目的として、昭和48年、市街地青年100名を対象とした「生活の方向と団体活動に関する意識調査」を行なった。この調査の結果に基づいて、「本町市街地区にもじっくりと時間をかけ、余暇の善用、趣味の助長等の立場から気軽に集うことを出発点に小さなグループから青年の組織化をはかりたい」という結論が出された。又、「組織づくりにあたっては、既存の団体（注一商工会青年部、地区労青年部など）」の「発展向上をねがい、新しい組織を誕生させるといふ共存共栄の線を堅持すべきである」という考えも示されていた（『今日における青年の生活の方向と団体活動に関する意識調査』より）。しかし、実際には、昭和48年、公民館主催の「青年フォークダンスのつどい」に集まった青年22名を対象に、その場で「幌延青年会」を結成させるといった例にみられる如く、必ずしも「じっくり時間をかけ」ずに、市街地域青年団が組織されていた。更に、昭和50年には、農協青年部、地区労青年部、商工会青年部などの既存団体を含めた青年団体の連合体として、役場産業課に事務局をおく幌延町青年会議が結成された（翌51年、第1回幌延雪まつりが、幌延町青年会議によって企画・実行された）。

文化団体＝サークルは、公民館だよりなどを通して「グループ活動に、あなたの生きがいを広げよう」というキャッチフレーズのもとに、「〇〇サークルを作ろう」という呼びかけがなされ、次々と結成されていった。その結果、昭和47年に4サークル、48年に5サークル、49年に1サークル（同時に3サークルが解体）、50年に3サークル（1サークルが解体）、51年に27サークル（1サークルが解体）、一問寒別公民館の設置を契機に問寒別に一挙に22サークルが結成された一、52年に11サークル（8サークルが解体）が結成され（結成年次、解体年次の不明なものは除いてある）、現在、48サークルが活動している。なお、これらのサークルは全て幌延町、問寒別の両公民館に登録されている。そして、これらのサークルの連合体として幌延町文化協会が作られ、7人の役員の中に2人の社会教育主事が入っている。

老人団体、体育団体は、高齢者生きがい教室、社会体育に関する各種講習会等々を通して、作り出され、それぞれの連合体として幌延町老人クラブ連絡協議会、幌延町体育協会が作られている（『幌延町中期社会教育計画』より）。

以上の様に、「自主的」社会教育関係団体の増加は、幌延町公民館が設置された昭和47年以降の公民館を中心とする公的社会教育活動を通じた、各団体の「上から」の組織化によってもたらされたものであった。しかも、それは、同時に、幌延町子供会育成会協議会、幌延町老人クラブ連絡協議会、幌延町文化協会、幌延町体育協会の結成という形で、既存団体をも町＝教育委員会が掌握する過程を伴って進展したのである。

第4項 社会教育活動＝行政の問題点

以上見てきた如く、幌延町公民館、そして問寒別公民館の建設を契機に、現時、公的社会教育活動と「自主的」社会教育関係団体の「上から」の組織化が極めて積極的に展開されてきている。しかし、同時に、こうした積極的な社会教育活動＝行政の展開は、いくつかの問題をもっているといわねばならない。

第1に、社会教育活動＝行政が農民不在の形で、市街地住民のみを対象として展開されていることである。

表3-5は、農民の社会教育活動への参加状況を、とりわけ成人講座とサークルについてみたものである(以下、この2つを中心にみていく)。ここからわかるように、公的社会教育活動としての成人講座においても、「自主的」社会教育関係団体としてのサークルにおいても、農民の参加は1割に満たない状況である。しかも、わずかながらみられる農民の参加も、その大半は①農場の人たちであり、一般の農民の参加は皆無に等しい。更に、「自主的」社会教育関係団体のうち、地域団体である地域青年団、地域子供会などの場合、すでに見た如く、「上から」の組織化の際、すでに組織化の対象が市街地住民(青年・子供)に限定されていたのであった。※

※ 市街地にある公民館での催し物に参加できない農民を対象とした「移動公民館」が取り組まれているが、それは昭48年度1回-参加者20人、49年度2回-20人、50年度3回-48人という小さな規模で、小中学校及び母と子の家を使って行なわれているにすぎない。

第2に、社会教育活動の内容が、趣味に関係するものが主流になっており、政治や社会についての「学習」に関するものが、皆無に近いということである。

表3-6に見られる如く公的社会教育活動としての成人講座の内容は料理・手芸・書道等々の主に趣味に関係するものが多く、その他に性教育座談会、食品と衛生についての座談会などの「学習」に関わるものがあるが、政治や社会についての「学習」に関わるものは全くない。しかも、こうした傾向は公的社会教育活動だけでなく、「自主的」社会教育活動にも見られる。

例えば、サークルについて見ると、サークルは全て公民館に登録されることになっており、それは「幌延町公民館サークル登録要項」に基づいて毎年行なわれている。「要項」は、サークルとして認可される基準として「サークルの内容が社会教育法第20条の趣旨に沿うたもの」で、「ア. 営利を目的とした事業、イ. 特定の政党の利害に関した事業、ウ. 公の選挙に関し、特定の候補者を指示し、またはこれに反対する等の政治活動、エ. 特定の宗教、または特定の教・宗派、教団を支持する行為」を行なわないことをあげている。こうして、「上から」組織化されたサークルは、国策に沿うた形で、むしろ、それをより鋭角的に具体化する形で作られたもので、その結果、政治や社会に関する学習サークルなどは全くなく、しかも学習サークルそのものさえほとんどない状態になっている。そして、ほとんどのサークルが趣味に関するものになっているのである(表3-7参照)。

表3-5 社会教育活動(成人講座・サークル)への農民の参加状況

	成人講座参加者			サークル員
	昭49年度	昭50年度	昭51年度	
農民	16(13) ^人	2 ^人	1 ^人	23(12) ^人
市街地住民	344	284	327	399
その他	0	0	10	
計	360	286	338	422

注) 1.サークル員は幌延町公民館サークル登録分(昭52年度)の人数である。問寒別公民館登録分は入っていない。

2.()内は①農場の人。

3.その他は農村部に住んでいる農民以外の人及び町外の住民。

4.数値は全て、のべ人数。

資料:『昭和49~51年度成人講座願末書』

『昭和52年度公民館サークル登録書』より算出。

こうして、「自主的」社会教育活動を含めた社会教育活動内容の政治的社会的領域の欠落は、町＝教育委員会自らの手によって行なわれたものであった（これは先述した「余暇の善用、趣味の助長等の立場」からの地域青年団の組織化にも貫徹されていた）。

第3に、第2の点と関連して、いくつもの趣味をもった人が、いくつもの（趣味に関連した）社会教育活動に参加してきているという問題がある。

表3-8を見ると、成人講座では、昭和49～51年度の参加実人員（394人）が参加のべ人員（984人）の4割となっており、いくつもの講座に出席している者が何人もいることがわかる。こうした傾向は、サークルにも見られ、表3-9の如く、2つ以上のサークルに入っている者が71人もおり、なかには1人で5つのサークルに入っている者もいる。

表3-6 成人講座の内容

	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	計
料理教室	4回	2回	2回	8回
手芸教室	1	2	3	6
書道教室	1	1	1	3
フォークダンス	1			1
囲碁教室	1		1	2
写真教室	1			1
焼き物教室			1	1
ゲーム教室		1	1	2
健康・美容教室		1		1
話しこぼしの教室	1	1	1	3
英会話教室	1	1	1	3
食品と衛生についての座談会	1			1
健康についての座談会	1	1		2
性教育座談会			1	1
新生活運動別添		1		1
計	13	11	12	36

資料：『社会教育事業実施報告書昭和49～51年度』

表3-7 昭和52年度文化団体一覧

幌延町公民館登録	問寒別公民館登録
幌延民謡愛好会	問寒別郷土文化の会
白樺書道会	たけのこ書道サークル
幌延はおずき俳句会	手芸サークル
コーラスサロベツ	問寒別料理サークル
A B C サークル (基礎英語の学習)	問寒別民謡愛好会
フォークダンス愛好会	コーラスともしび
廃物利用の会	ヤングスターズ (エレキバンド)
幌延町かるた保存会	小ざくら会(日本舞踊)
茶道サークル	問寒別カメラクラブ
幌延町将棋愛好会	問寒別かるた保存会
ダンス愛好会	青女問寒別俳句会
幌延うたう会	園芸クラブ
幌延町園芸愛好会	問寒エレクトーンズ
幌延町料理研究サークル	問寒別茶道サークル
松風会(日本舞踊)	問寒別ダンス愛好会
おやつ作りの会	邦楽器愛好会
器楽愛好会	トイカン音楽村
囲碁愛好会	華道サークル
幌延舞踊愛好会	クッキーサークル
琴鈴会	きもの着付研究会
歌謡愛好会	松風会(日本舞踊)
三味線愛好会	リトルピアニスト
藤蔭舞踊研究会	問寒別 婦人ボランティアグループ
焼物研究サークル	
良い映画を見る会	

出典：教育委員会資料

このことは、社会教育活動の取り組みが積極的に展開されているにもかかわらず、それが、参加者の枠を広げることに必ずしもなっていないということの意味している。と同時にこれは、すでに述べた如き、農民不在の形で市街地住民のみを対象として社会教育活動が行なわれていること、そして、その内容が農民を含めた地域住民自身の抱える様々な問題にこたえるようなものになっていないこと（政治・社会等々に関する学習の欠落）によって必然的に生じたものであるといえよう。

表3-8 社会教育活動（成人講座・サークル）への参加状況の実態

	成人講座参加者				サークル員
	昭49年度	昭50年度	昭51年度	昭49～51年度	
のべ人員	360人	286人	338人	984人	422人
実人員	201	118	216	394	336

注) サークルは幌延町公民館登録サークル（昭和52年度）である。

資料：表3-5と同じ。

表3-9 サークル員の複数のサークルへの参加状況

	1つのサークルに入っている者	2つのサークルに入っている者	3つのサークルに入っている者	4つのサークルに入っている者	5つのサークルに入っている者	計
人員	265人	60人	7人	3人	1人	336人

資料：『昭和52年度公民館サークル登録書』より算出。

第4に、こうした状況の下で「上から」の急速な組織化のゆえに、「自主的」社会教育関係団体のリーダーが不在のままであるということである。

以上のように、幌延町公民館の建設を契機とした社会教育活動＝行政は、極めて積極的に展開されてきたにもかかわらず、現時、いくつかの大きな問題をもっている。では、町＝教育委員会は、これらの問題を、今後どのように克服していこうとしているのであろうか。以下、現時の町の産業政策と共に、現時の社会教育計画を見ていこう。

終章 幌延町の産業政策・社会計画の問題点

第1節 「幌延町総合振興計画」と「幌延町中期社会教育計画」

昭和50年、『幌延町総合開発計画調査策定報告書』（昭50年一以下『報告書』とする）に基づいて、『幌延町総合振興計画』（昭50～60年）のマスタープランが公表された。これは、昭43年に策定された『幌延町総合計画書』に続く第2次総合計画としての性格をもっているといえよう（しかし、これは未だ一昭55年1月段階一議会の承認をえられないままの状態になっている。なお、そのため、『幌延町総

合振興計画』のマスタープランも入手できなかったので、以下、『報告書』によりながら、現時の幌延町の総合計画、とりわけ産業政策の特徴を見ていこう。

さて、現時の産業政策においては、従来とは異なり、2つの重点がみられる。すなわち、1つはもちろん酪農振興である。そこでの考え方は、「過去から現段階迄を『拡大成長期』としてとらえ」ながら、「昭和60年を目途とした今後10年間は『量的拡大発展期』として位置づけられるよう質的向上・生産性アップの諸施策も同時に講じてゆかなければならないことは勿論であるが、当面の基本政策は量的拡大を柱にしてゆかなければならない」（傍点一小内）、そうすれば、「昭和50年代後半からは『安定経営期』『質的向上期』として豊かな酪農経営が期待できる」というものである（『報告書』P.144）。換言すれば、これは、これまでの「積極的な」政策展開に基づく酪農の「拡大成長期」の上に、更なる、酪農の「大型化」を達成することなしには「安定経営期」をむかえることはできないという認識に他ならない。すでに第2章で見た如く、幌延町の「先進」部落としてのN部落の上・中層は、現時、『幌延町総合計画書』の目標を、その土地保有面積、乳牛飼養頭数において「超過達成」していた。にもかかわらず、その経営は、上・中層とも2,300万円～3,300万円の負債を背負い、更に中層は、組勘収支、最終余剰とも赤字というまことに「不安定な経営」であった。こうした事態の下で、更なる酪農の「大型化」が「経営安定」に連がるという考え方が、如何に幻想にすぎないかは、昭31年の『集約酪農地域酪農振興計画書』以降の混同経営の主畜経営への移行による経営安定→「多頭数飼育」化＝「大規模化」による経営安定→更なる「大型化」による経営安定という一連の計画理念・目標の引き続く破綻の歴史が何よりも明らかに物語っているといえよう。

ところで、もう一つの重点として、これまでの産業政策にはなかった、観光開発の振興があげられており、これが現時の産業政策の一つの大きな特徴となっている。これは「昭和49年に利尻・礼文・サロベツ国立公園として、サロベツ原野約1,600haが指定されたのを機会に、交通の拠点性を活し、観光開発の可能性は高い」という認識に基づいて、サロベツ原野と原生花園などの観光資源と観光施設及び酪農産業の3つを組み合わせ、「観光+レクリエーションを指向した魅力ある楽園」＝「酪園都市：幌延町」を作り上げようとするものである（P.171）。こうした従来の産業政策になかった観光開発の振興が、その一つの柱となったのは、本質的には、幌延町の主産業が酪農業にあるにもかかわらず、すでに第1章で見た如く、農業従事者は年々減少し、昭和50年には全産業就業者中23.6%にしかすぎなくなっているという産業構造の脆弱性とそれへの効果的な対応策——工場誘致、鉱業開発等々——の手づまり状態を背景としているといえよう。つまり、こうした状況の下では、幌延町の発展を展望する際、酪農以外の産業振興が、いわば必然であるということである。しかし、この必然に代るべく、観光開発がとりあげられたのは、直接的には、昭49年、サロベツ原野の一部の国立公園指定が契機であった。しかし、サロベツ原野は本来農地開発の重点地域に位置づけられており、国立公園指定による自然保護と農地開発との現実的な矛盾をめぐって町議会でも何度となく議論されている。その意味において、観光開発の振興が産業政策の一つの柱となったことは、いわば思いつきの域を出ないものであり、それゆえ、これ自体酪農以外の産業振興の手づまり状態の深刻さを如実に示すものであるといえよう。

ところで、「『幌延町総合振興計画』との関連」において、「町づくりと人づくりの統合をはかる」ことをねらいとして、昭和52年、社会計画の核として『中期社会教育計画』（昭52～54年度）が策定された。この計画は、個々の社会教育施設の現状と問題点、個々の社会教育関係団体の現状と問題点を明

らかにしたのち、それらを総括的に克服する方向として2つの柱を立てている。すなわち、①町立図書館、郷土資料館等々を始めとする社会教育施設の更なる建設と既存施設の拡充整備、②各種社会教育関係団体のリーダーの養成である。

こうして、この計画においては、前章で明らかにした、農民不在の社会教育活動＝行政の問題、社会教育活動内容における地域住民自身の抱える諸問題克服にむけた政治的社会的領域の学習の欠落という問題、積極的な政策展開とは裏腹に社会教育活動への参加者の枠が広がらないという問題などを克服する計画は何ら出されていない。そればかりかこれらの問題は明らかにさえされていないのである。

以上述べた如く、幌延町における現時の産業政策・社会計画は、現状とそこにおける問題点を克服すべき手だてを何ら見出しえていないといわざるをえないのである。それゆえ、昭和50年に『幌延町総合振興計画』のマスタープランが出されたにもかかわらず、5年たっても議会の承認をえられないままになっているという異常な事態が生じているのである。

第2節 幌延町の産業政策・社会計画の問題点

私たちは、これまで幌延町の産業政策・社会計画の特質・問題点を、その展開過程とそれがもたらした諸結果、そして、現時の産業政策・社会計画の特徴を明らかにすることを通して見てきた。そこで最後に、これを通して明らかになった諸点をまとめると、次の如くなる。

第1に、幌延町の場合、産業政策と社会計画の主要な対象が全く異なっていたということである。幌延町の産業政策は、昭和30年の西台北集約酪農地域指定以来、混同経営から主畜農業への移行、それに連続せる「大型酪農」化の推進という形での酪農振興政策として展開されてきた。そこでは、産業政策の対象は農家・農民以外の何ものでもなかった。それに対して、社会計画は、主要な生活基盤・社会施設の市街地への建設、市街地住民を主要な対象とした社会施設の運用等々にも見られる如く、市街地住民を主要な対象としたものだった。そして、それは、社会計画の核としての社会教育計画と、その具体的展開としての社会教育活動の場合、より鮮明であった。

しかし、第2に、幌延町の産業政策と社会計画はその対象を異にしているとはいえ、町（及び営農諸機関・乳業資本＝独占資本）自体が、地域住民を「上から」掌握しようとするものであったという本質において共通していたということである。すでに、第2章で見た如く、「大型酪農」化の急速な進展の下で、農民は多くの矛盾をかかえていた。そして、これは、直接的には、町、営農諸機関、乳業資本一体となった、国策にそうした形での財政投融資を伴う「積極的」な「大型酪農」化政策の展開によって、もたらされたものであった。しかしながら、奇妙なことに、これらの諸矛盾克服のための乳価闘争を主とする上・中層を中心とした酪農民の団体的行動は、昭51年、自主的農民組織としての酪農民同盟の崩壊以後、直接的に農民の矛盾を生み出した町・農協によって組織されるのみになったのである。こうして「大型酪農」化政策＝「大型酪農」経営農家の「選択的育成」政策の展開は、同時に、「選択的」に育成された上・中層の酪農民の町・営農諸機関・乳業資本＝独占資本一体となった「上から」の掌握の過程でもあった。一方、市街地住民は、社会計画の核としての社会教育計画の「積極的」展開によって、公民館の建設を契機とする様々な公的社會教育活動を通じた、サークル、地域子供会、地域青年団等々を始めとする「自主的」社会教育関係団体——更に既存団体を含めた——の「上から」の組織化という形で、町自体によって掌握されていった。しかも、それは、公民館サークルの登録基準にもあった如く、

国策に沿うた形で社会教育活動内容から社会・政治的色彩を抜きとりながら進められたのであった。こうして、農民に対しては、生産・流通面からの掌握、市街地住民に対してはイデオロギー面からの掌握を貫徹させようとしてきたのである。

第3に、以上の如き、町自体による地域住民の「上から」の掌握を本質とする、産業政策の対象＝農民、社会計画・社会教育計画の対象＝市街地住民という地域総合政策の役割分担は現実の産業構造変動に対応して生み出されたものであったということである。幌延町の産業構造変動は、第1章で見た如く、酪農專業化→「大型酪農」化の進展を基軸としながら、それに基づくドラスチックな農民層分解に伴う離農者の創出、そして離農者の建設業従事者としての市街地への滞留という構造を作り出したのであった。こうした構造ができる以前は、たしかに、町民の大部分である農民を対象とした産業政策だけで十分だった。しかし、離農者の創出に伴う市街地住民の増加は、公営住宅の建設という産業政策の後追いのな弥縫策を必要としただけでなく、町自体による町民の掌握という点から考えて、増大した市街地住民の「上から」の掌握策が必要となったのであった。そこで、そのために社会教育計画が位置づけられ、昭和47年の幌延町公民館の建設を契機として、「積極的」な公的社会教育活動の展開によって、市街地住民のイデオロギー面からの「上から」の組織化が進められていったのであった。

しかしながら、第4に指摘しなければならないことは、以上の本質をもった産業政策・社会計画が、現実に多くの問題を惹起させており、現時のそれは、そうした問題解決の手立てを見出しえていないということである。「積極的」な産業政策の展開に基づく、酪農專業化、「大型酪農」化は、たしかに、巨額の財政投融资と各農家の莫大な負債の上に、一定の“成果”をおさめてきている。しかしながら、究極的な目標としてあげられている「経営の安定」は未だ達成しえていない。事実、第2章で見た如く、「先進」部落＝N部落の上層①でさえ次のように語っていた。すなわち「初めは12、3頭自立をいつてたが、20頭自立になり、30頭自立になってしまった。明確なプロジェクトがない。どこでストップするのか。中規模農家の充実といっても、大規模で食えないのに、どうして食えるのか。」と。こうして、従来の産業政策はすでに破綻しているといえよう。しかも、それは、農民層それ自身の抱える矛盾として立ち現われている。にもかかわらず、農民層は町によって掌握されていることも事実である。とはいえ、こうした農民層の抱える諸矛盾＝現実課題を克服できるような手立てを現時の産業政策は示しえていない。つまり、これらのことは、従来の産業政策の破綻のツケを農民におしつけ、更に農民層の抱える矛盾克服の方向性を見出しえない町自らが、農民の不满・批判・要求を道・国へそらしていることを意味しているということである。一方、社会計画とその展開を、その核としての社会教育計画についてみると、表層的には、たしかに活発な社会教育活動＝行政が展開されていた。しかし、その内実を深く見ると、農民不在の社会教育活動＝行政の問題を始めとしていくつかの大きな問題があった。しかも、現時の社会教育計画においては、そうした問題の所在すらも明らかになっていないのであった。

以上の意味において、産業政策・社会計画を通しての地域住民の「上から」の掌握は、まことに脆弱な基盤の上に成り立っているといえよう。それは以上述べてきた如き本質をもった産業政策・社会計画とその展開の下では必然的なことであった。そこでは、農民及び市街地住民を含めた地域住民の現実の生産・労働——生活に根ざした、すなわち、地域住民・地域社会が現に抱えている現実課題を克服するための産業政策と社会計画を統一させた地域総合計画の策定及び展開が求められよう。

(小内透)